

「北東大西洋における海洋境界画定と海洋法上の諸問題」

牛尾裕美*¹

The Delimitation of Maritime Zones in the Northeast Atlantic and the Problems on the Law of the Sea

Hiromi USHIO

Abstract

In the Northeast Atlantic, the delimitation of exclusive economic (or fishery) zones and continental shelves within 200 nautical miles from the baselines of the territorial seas finally came to be concluded with the United Kingdom, Denmark in respect of the Faeroes, Iceland, and Ireland. These four nations basically adopted the principle of equidistant/median line to delimit the maritime zones mentioned above. However, the continental shelf and EEZ/fishery zone boundary are overlapped between Denmark and Iceland as well as between the United Kingdom and Denmark. The reason for these overlappings is that each nation has different opinions about the estimation of islands or straight baselines from which an EEZ or a fishery zone is measured. First, the problem of islands that are entitled to EEZs and continental shelves is related to the Article 121(3) of the LOS Convention. Regarding the interpretation of this provision, four nations have pronounced clear opinions of their own in this case, so that their opinions are estimated as the state practices in customary international law. In this relation, it can be said to be a very important precedent for state practice that the United Kingdom having established the 200nm exclusive fishery zone around the island of Rockall over 20 years has withdrawn from using this island as the base point of this zone. Secondly, Denmark has formed a noteworthy precedent as to the interpretation of Article 7(3) of the LOS Convention: namely the way Denmark has drawn the straight baselines around the Faeroes. These straight baselines are criticized due to the violation of this provision by the United Kingdom and the United States.

目次

- I. はじめに
- II. 各国の立場
 - A. アイスランド
 - B. イギリス
 - C. アイルランド
 - D. デンマーク
- III. イギリス及びフェロー諸島（デンマーク）間の海洋境界画定に関する協定
- IV. 同協定後の当該海域での海洋境界画定
 - A. フェロー諸島及びアイスランド間の海洋境界画定
 - B. イギリス及びアイルランド間の海洋境界画定
- V. おわりに

I. はじめに

国連海洋法条約（1982年採択）が効力を発生してから早や20年余りになる。この間、国家実行の蓄積或いは国際裁判所の判決等を通じて、本条約の規定の明確化或いは解釈の統一化が図られてきたように思われる。とりわけ、国家の経済的利益が直接的に関係する資源水域たる大陸棚、排他的経済水域（以下、EEZと略称）の境界画定に関しては、本条約の具体的適用をめぐる今なおその法原則の確立を模索していると言えよう。本稿では、こういった視点から、その境界画定紛争の一つの代表的事例であるアイスランド、イギリス、アイルランド、デンマーク間の主として漁業水域乃至EEZをめぐる係争を取り上げることにより、本条約の当該関連規定の解釈の明確化に資することを目的とする¹⁾。また本稿のもう一つの目的は、当該水域に

存在するロッコール島等の島に対するこれら関係国による評価を本条約第121条（島の制度）第3項に関する国家実行として検討することである。

なお本稿では、紙面の関係から、主として、当該水域において最初に排他的漁業水域を設定したアイスランドの1975年の200海里漁業水域法から大陸棚及び漁業水域の並行的境界線の代表的解決事例の一つと見てよいイギリス・デンマーク協定（1999年5月18日）までの紛争経緯について検討する。本協定後の当該海域での境界画定に関する進展については、本稿の目的に関連する必要可能な限度において触れることとする。

Ⅱ. 各国の立場

A. アイスランド

1975年7月15日に、アイスランドは、同日から自国の漁業水域を50海里（50 miles）から200海里に拡張することを発表した²⁾。同時に、これに際しアイスランド漁業大臣は、この新漁業水域を設定するに当たってロッコール島（the Island of Rockall）（イギリス領）を無視したとの報道がある³⁾。なお、ロッコール区域（the Rockall area）におけるイギリスの権利主張に対するアイスランドの異議申立てが明確化してきたのは、1970年代の終わり頃になってからであり、またその異議申立ても、ロッコール海台（the Plateau）周辺区域におけるイギリスの当時の海底指定区域に向けられたものではなく、ロッコール島を基礎としたイギリスの200海里水域主張に対し少なくとも当初はより関心を示すものであったと言われる⁴⁾。実際、アイスランドがその漁業水域を200海里に拡張した1975年のアイスランド法（the Icelandic decree of 1975）では、その200海里水域の経緯度は明示されていないが、若干の区域で対岸国との距離が400海里未満の海域では暫定的等距離線が適していると記述されている。特にこの関係で、本法第1条において、グリーンランド、ヤン・マイエン（Jan Mayen Land）及びフェロー諸島（the Faroes）に言及している。なお、この法律（the decree）に付されたアイスランドの主張する漁業水域を記載した地図では、結果的にアイスランドの水域が、南部では完全に200海里まで延びている。その結果、イギリスの「海員への1978年の通告」（the 1978 Notice to Mariners）において発表されたロッコール島を基点とした北緯60度の北でイギリスの主張する200海里水域とかなり重複している⁵⁾。しかしながら、本法ではロッコール島が適当な等距離基点として一切触れられていないことから、本法ではロッコール島がイギリスの200海里水域設定資格を有することを黙示的に否認していると解される。また先にも触れたが、ロッコール島が、200海里水域設定の基点として無視されていたことが当時のアイスランドの漁業大臣により確認されている⁶⁾。ただ、イギリスが、1976年にロッコール島を基点として200海里漁業水

域宣言を行った時点において、アイスランドが抗議を行ったとの公表された記録は全く存在しないと言われる⁷⁾。また、1978年には、アイスランド議会（Althing）での決議（同年12月22日）の説明文（explanatory note）においても、1975年のアイスランドの漁業水域宣言がロッコール島を全く考慮に入れなかったことを確認している。同時に、イギリスが、「1976年のイギリス・アイスランド漁業協定（the 1976 Anglo-Icelandic Fishery Agreement）」（（オスロ協定（the Oslo Agreement of 1 June 1976）とも呼ばれている）（1976年6月1日署名）の中で、1975年7月13日以来のアイスランドの漁業水域範囲を承認しており、イギリスが如何なる経済水域もロッコール島に設定する意図のないことを確認している、との主張が行われている⁸⁾。

また、アイスランドは、1979年に「領海、経済水域及び大陸棚に関する1979年6月1日の法律第41号」（Law No. 41 of 1 June 1979 concerning the Territorial Sea, the Economic Zone and the Continental Shelf）（即時発効）を制定し、領海測定基線から200海里（ただし領海を含まない）に至る経済水域を設定した。本法では、他国との経済水域及び大陸棚の境界画定については、「適当な場合には、関係国との合意により決定される」としながらも、暫定的な一方的境界線についても規定している。これによれば、「別な決定がなされるまで、アイスランドの経済水域及び大陸棚は、領海が測定される基線から200海里とする。しかしながら、次のことを条件とする。すなわち、一方においてフェロー諸島及びグリーンランドの基線と他方においてアイスランドの基線との間の距離が400海里未満である場合には、アイスランドの経済水域及び大陸棚は、等距離線によって画定されるものとする。」（第7条）と定められている（下線は筆者）。本法では、イギリスの漁業水域の基点としてのロッコール島には全く触れられておらず、アイスランドの経済水域の南部においては、本法に付けられた地図からもイギリスとの漁業水域の境界線の基点としてのロッコール島は完全に無視されていると言われる⁹⁾。これに対し、イギリスは、先述したように1976年にロッコール島を基点として200海里の円弧の水域に権利主張を行ったが、これによりアイスランドの漁業水域との間で若干の重複部分が生じた¹⁰⁾。

一方、アイスランドとフェロー諸島（デンマーク）の主張する200海里境界線はわずかながら重複しており、これは、デンマークがアイスランドによる Hvalbakur 小島（the islet of Hvalbakur）の基点としての使用を無視したことによると言われる¹¹⁾。なおアイスランドは、上記1979年の法律の領海に関する規定の第1条において、領海幅（12海里）及び領海測定基線について定めている。これによれば、同国周縁の38の地点を直線で結んだ直線基線が基本的に採用されているが、同時に一部の沿岸では通常基線が用いられている。つまり、Kolbeinsey（67°08'9N18°41'3W）、Hvalbakur（64°35'8N13°16'6W）、Grimsey の最遠地点及

び岩礁 (the outermost points and rocks of Grimsey) のそれぞれの低潮線 (the low-water line) である。なおKolbeinsey 島及び Grimsey 島はいずれもアイスランド北部沿岸沖に位置し、グリーンランド (デンマーク)、ヤン・マイエン (ノルウェー) と向かい合っている。

B. イギリス

イギリスは、1964年のヨーロッパ漁業条約 (the 1964 European Fisheries Convention) を実施した1964年の漁業水域法 (the Fishery Limits Act of 1964) (section 1) において、海洋漁業法 (the Sea Fisheries Acts) の目的上「イギリス諸島 (the British Islands) の漁業範囲はイギリス本土 (the British Kingdom)、チャネル諸島 (the Channel Islands) 及びマン島 (the Isle of Man) の周囲で領海が測定される基線から12マイル (12 miles) の距離に及ぶ海域とする」ことを一般的に宣言した¹²⁾。本法によれば、チャネル諸島区域との関係では、「イギリス諸島 (the British Islands) の漁業範囲は、イングランド (England) 或いはチャネル諸島の沿岸とフランスとの間の中間線、即ち各点がこれら沿岸の低潮線から等距離にある線或いはイギリス政府及びフランス政府との間で合意された他のいずれかの線を越える海域の部分を含むものではない。」と定められた。また、本法に基づき1968年にイギリス水路省 (the British Hydrographic Department) の作成した地図(Q.6385) は、中間線境界画定に従って、12マイル区域がマンキエ島嶼群及びエクレオ島嶼群の周辺にイギリスにより主張されていることを明確に示していると言われる。また、イギリスが、1976年の漁業水域法 (the Fishery Limits Act 1976) により1977年1月1日に自国の漁業水域を200海里に拡張したとき、この範囲を明確にチャネル諸島に適用したが、中間線が領海測定基線から200海里未満であり、且つ他の如何なる線もさし当たって勅令 (Order in Council) により明示されていない場合には、イギリスの漁業範囲は中間線まで及ぶとした¹³⁾。なお、イギリスは、1964年の領水法 (Territorial Waters Order in Council 1964) において、イギリス本土、チャネル諸島、マン島に接続する領海は、「これら領土に含まれるすべての島 (all islands) の沿岸を含む、沿岸に沿った低潮線 (low-water line)」から測定される (同法第2条(1)) とし、同時に Cape Wrath から the Mull of Kintyre に至る26の地点を結んだ直線基線も採用している (同法第3条(1))。この直線基線は、1979年の修正勅令 (Territorial Waters (Amendment) Order in Council 1979, 23 May 1979(1)) により、始点と終点は同じであるが計27地点を結んでいる。また、1987年の「領海法」(Territorial Sea Act 1987) (1987年10月1日実施) により、同国は、領海幅を3海里から12海里に拡張した (第1条(1))。

一方、ロッキール島周辺海域については、イギリスは、議会でのロッキール島法案 (the Island of Rockall Bill) の審議において、いかなる国もロッキール島近辺において歴

史的漁業権を有さないし、また1964年の漁業水域法 (the 1964 Fishery Limits Act) がロッキール島に適用されるであろうことを確認した¹⁴⁾。更に、1973年10月の初めには、イギリス政府は、アイルランド外務省にロッキール島周辺に漁業制限を実施する意思を公式に伝えたが、これに対して、明確な反駁が1973年10月17日にアイルランド政府から送られた¹⁵⁾。なお、ロッキール島が有する海域に関するイギリスの立場については、1990年のイギリス議会において同島が少なくとも12海里領海を有することが確認されており¹⁶⁾、また1996年の同国議会においては、同島が国連海洋法条約第121条1項に言う「島」であることが政府により明言されている¹⁷⁾。

イギリスは、第三次国連海洋法会議 (以下、UNCLOS III) の第2 (カラカス) 会期 (1974年) において、経済水域概念を支持したと言われる。また、1975年1月30日には、イギリスの漁業組織 (the British fishing organisations) が同第2会期において経済水域に関する如何なる合意も達成されない場合には、同国沿岸に200マイル漁業水域を一方的に宣言するよう同国政府に要請したと言われる¹⁸⁾。このような中で、イギリスは、1976年に「1976年漁業水域法」(the Fishery Limits Act 1976) を制定し、200海里漁業水域を設定した。本法 (section 1(3)) では、イギリスの200海里漁業水域の目的上、中間線がイギリスの領海測定基線から200海里未満のところでは、「イギリスの漁業範囲は、勅令 (Order in Council) によりさし当たって他の線が明示されていない場合、中間線まで及ぶ」と定められている。もっとも、北海区域或いは他の区域において、経緯度を定めたいかなる勅令 (Orders in Council) も1979年当時はまだ公表されておらず、経緯度を記載している唯一の公表文書は、1979年当時においては同年7月28日に公表された「船員への海軍本部通知 (the Admiralty Notice to Mariners) No. 1766 Fishery Limits of the British Isles」(これはその前の Notice No. 1432 of June 24, 1978 に取って代わるもの) である。本通知に記載された経緯度は、北海区域においては基本的には技術的な理由から若干の相違は明らかであるが、大体においてこの区域の二国間条約で既に定められた1979年当時の大陸棚の境界線と一致していると言われる¹⁹⁾。またケルト海区域においては、1979年当時、イギリス及びアイルランドの大陸棚指定区域は重複していないが、両国の200海里漁業水域は、1976年命令 (the 1976 Order) でのアイルランドの経緯度及び1978年の船員への通知 (the 1978 Notice to Mariners) で示されたイギリスの経緯度から判断して、かなりの程度において重複していたと言われる。即ち、イギリスの主張する漁業水域境界線は、アイルランドの1977年の大陸棚指定区域の角 (corners) を切り取っており、アイルランドの主張する漁業範囲もイギリスの大陸棚指定区域の角 (corners) を切り取っている²⁰⁾。このような重複が生じる原因の大部分は、イギリスがその基線の目的上 Pembrokeshire の沿岸

沖の the “Smalls” rocks を採用しているのに対し、アイルランドは、島の基線に関するその制限的政策に則って、そのような人の居住できない小島 (uninhabitable islets) は完全に無視してきたことによると言われる²¹⁾。また、英仏海峡の大西洋区域では、イギリスはシリー諸島を基点として200海里漁業水域を設定したため、英仏仲裁裁判所の決定した大陸棚の境界線とは合致せず、当該漁業水域法に関してフランスから公式の抗議が行われた。これに対し、イギリスは、フランスの経済水域法 (「1977年2月11日の法律 77-130」(Decree 77-130 of February 11, 1977))²²⁾ が、(合意を除いて) 中間線境界画定を規定していないこと、またイギリスはEEZ概念が慣習国際法の一部であることをまだ承認していない²³⁾ との理由から、フランスの経済水域法に対し抗議を行ったと言われる²⁴⁾。なお、イギリス本土の漁業水域は、シェトランド北部 (north of Shetland) 及びシリー諸島南西 (south-west of the Scilly Isles) の海域では完全に200海里に達している²⁵⁾。

イギリスの当該漁業水域法において注目すべきは、ロッコール島周辺について、本漁業水域を測定する基点としてロッコール島そのものを用いたことである²⁶⁾。この点について、デンマークは、そのような無人の「島」(“island”) を基点として用いるのは UNCLOS III で採られた見解—そのような島の形態 (such insular formations) は無視されるべきである—to 反するとの根拠から抗議を行ったとされる²⁷⁾。これ以来、イギリスがロッコール島から測定された広大な海洋区域を設定する権利を有しないことを、デンマーク政府は繰り返し述べてきたことが1981年4月の口上書 (note verbale) において公式に確認されていると言われる²⁸⁾。特に、1985年のデンマーク外務省の公式発表 (the press communique) は、「デンマーク及び他の諸国は、こういった無人の岩礁 (skerry) には国際法上の島 (island) の地位は付与され得ないと主張していること」、また200海里漁業水域に関する限り「新国連海洋法条約は明らかにこの見解の正しいことを承認している」ことを明言しているとしている²⁹⁾。また、本章のAで触れたように、イギリスの当該漁業水域法に基づく漁業水域は、アイスランドが1975年に設定した漁業水域とは、わずかの重複 (a small overlap) を生じている³⁰⁾。

なおアイルランドとの関係では、ロッコール区域において、イギリス及びアイルランドの200海里漁業水域に関してのみ、実際の重複区域が生じている。「1976年のイギリス漁業水域法」(the British Fishery Limits Act of 1976) の下で、イギリスは、大西洋に向かって完全に200海里に及ぶ広大な円弧の水域を設定するためだけでなく、西経16度と11度の間においてアイルランドとの中間線を決定するためにも、ロッコールを基点として利用してきており、こういったロッコールの利用は、「海員への1978年の通告」(the 1978 Notice to Mariners) (そこでは、point No. 26と point No. 27との間において、イギリスの範囲は、「ロッコール

を中心とした半径200マイルの円弧 (an arc of 200-mile radius) に従うと述べられている) に記載された経緯度において明らかであるとされる³¹⁾。また、1977年1月24日のイギリス下院での質問に対する回答において、上記の漁業水域法の第1節 (section 1) の下でのイギリスの水域の範囲は、連合王国の一部としてのロッコール島から200海里或いはその周囲の中間線の位置まで及ぶものであるとの確認が行われている³²⁾。これに対し、1977年2月16日にはアイルランドの議会において、イギリス政府に対しロッコールを基点とする同政府の行為は「適用可能な国際法原則と一致するものではない」ことを強調する抗議覚書 (a protest note) が準備されていたことが確認されている³³⁾。

他方、イギリスでは、保守党から労働党に政権が交代した1997年に、新外務大臣ロビン・クック (Robin Cook) が、下院議会において、同国が1997年7月末に UNCLOS に加入するつもりであり、「イギリスの漁業水域の範囲は、St. Kilda を基点として再決定される必要があるであろう。何故ならば、ロッコールは国連海洋法条約の第121条第3項の下においてそのような (200海里の) 範囲測定の有効な基点ではないからである。」との回答を行っている³⁴⁾。また、これに続く新聞発表においても、イギリスの加入が同国の漁業水域の範囲を the rock から測定することはロッコールが人間の居住を維持することが出来ないが故に UNCLOS と合致しないことを意味するものであること、そして現行の1976年の漁業水域法 (Fishery Limits Act of 1976) を修正する勅令 (order-in-council) が速やかに出されるであろうことが繰り返し述べられている。その結果、UNCLOS へのイギリスの実際の加入日と一致するようにロッコール島を基点とする漁業水域法に変更が加えられるに至った。つまり、1997年7月22日の修正勅令 (an amending Order to the Act) により、ロッコール区域におけるイギリスの切頭弧形の200海里漁業水域の新たな経緯度が発表され、その後は当該漁業水域が「St. Kilda の領海が測定される基線から測定される」ことになったのである³⁵⁾。この200海里漁業水域の基点の変更により、同国は、大西洋のおよそ6万平方マイルを放棄したことになり、最も西側の弧は、西経14度15分に及んではいるが、ロッコール堆 (Rockall Bank) を取り込んでいるとは言え、ロッコール島の西方約36マイルに達するに過ぎなくなった。その結果、この基点変更以前のイギリス (従って欧州共同体 (以下、EC)) の約164マイルの漁業水域が公海に帰することとなったのである³⁶⁾。なお、イギリスが200海里漁業水域の新たな基点として採用したこの St. Kilda (以下、セントキルダ島) の基点としての資格をも疑問視する主張が行われている。シモンズ教授は、「the St Kilda islets は、現在実際には無人であり³⁷⁾、恐らく独自の経済生活を維持しないという限りにおいて、第121条3項を充足させるに十分であるかどうか疑問であろう。少なくともロッコール海台 (the Rockall Plateau) 主張国の一つであるアイスラン

ドは the ST Kilda islets を第121条3項の資格を有する範囲にはないと看做しているように思われ、黙示的にはこれは同様に今までのアイルランドの見解であったかもしれない。³⁸⁾との解釈を展開した。ただ、チャーチル教授 (Robin Churchill) は、「セントキルダは、その最大の島がおおよそ4平方マイルの面積を有し、20世紀はじめまで永続的住民を有していたのであるから121条3項の範囲には属さないということは実際殆ど疑問のないところである。」と述べ、同島は同条第1項の島に当たると解している³⁹⁾。

これに対し、デンマークは、200海里漁業水域の新たな基点としてイギリスが採用したこのセントキルダ島の基点としての資格を承認している。つまり、イギリスとデンマークは、両国の200海里基準線内において、イギリス及びフェロー諸島間の漁業水域及び大陸棚の境界画定を目的として、「1999年5月18日のイギリス及びフェロー諸島間区域における海洋境界画定に関するイギリス・デンマーク協定」(the U.K./Danish Agreement relating to the Maritime Delimitation in the Area between the U.K. and the Faeroes of May 18, 1999)⁴⁰⁾を締結したが、当該境界画定の南西部の終着点 (Point “T”) は、第1条3項において、明確に「Mykinesholmur [フェロー諸島西方の小島 (an islet)] 及びセントキルダそれぞれの領海基点 (the territorial sea basepoints) から起算して200海里に位置するもの」と述べられている⁴¹⁾。

一方、イギリスがUNCLOSの深海底条項が修正された1994年以降も同条約に加入するのをためらっていた理由が、種々推定されている。その一つに、前述したロッコール島を基点とする200海里漁業水域が当該条約の第121条第3項に抵触するからであったとの見解がある⁴²⁾。

C. アイルランド

アイルランドは、1976年に200海里漁業水域法（「1976年の海洋管轄（排他的漁業範囲）命令」(the Maritime Jurisdiction (Exclusive Fishery Limits) Order) (S.I. No. 320 of 1976) を制定した⁴³⁾が、イギリスとの関係では、この200海里漁業水域線は、イギリスの大陸棚指定区域を若干の区域で包摂することになった⁴⁴⁾。まず、アイルランドの北西海域において、同国は、この区域での大陸棚に関する実行と一致して⁴⁵⁾、その200海里漁業範囲に関しても基点としてスコットランドの多くの島嶼を無視することを主張している。当該漁業水域において、同国の主張する等距離線は、両国沿岸の低潮線 (the low-water marks) から測定されており、本土から3海里以内のより大きな島嶼に考慮が払われているのみである⁴⁶⁾。従って、1976年当時においては、ロッコール島東側のアイルランド及びイギリスのそれぞれの200海里漁業水域は、イギリスがスコットランドのすべての島嶼を基点として用いた結果として相当に重複している。また、アイルランドの漁業水域は、当時のイギリスの大陸棚指定区域に殆どの範囲に亘って深く入り込

んでいる⁴⁷⁾。これに対し、ロッコール島の海域では、アイルランドの200海里漁業水域は、大陸棚に関する主張の場合と同様に、中間線の目的上基点としてのロッコール島を完全に無視しており、同島は、イギリスの領海外にある無人の岩 (an inhabited rock) に過ぎないと看做している⁴⁸⁾。なお、その理由は不明であるが、アイルランドの漁業水域は、同国の最も近い基線と思われるものから200マイルをかなり越えて伸びており、その最も外側は、ロッコール島のおおよそ20マイル範囲内に達していると言われ、当該漁業水域は、この区域のイギリスの漁業水域及び大陸棚主張の両者と大きく重複している⁴⁹⁾。

なお、アイルランドは、1959年に領海測定基線として直線基線を採用し、同国の北部、西部、南部の沿岸の50の地点を結ぶ命令 (Maritime Jurisdiction Act, (Straight Baselines) Order, 1959) を制定している。また「2006年の海洋漁業及び海洋管轄権法」(SEA-FISHERIES AND MARITIME JURISDICTION ACT 2006) において、別に定める場合を除いて、その基線は、本土或いはすべての島の低潮線、本土或いは島からその全部または1部が12海里を越えない距離にあるすべての低潮高地の低潮線とされている。同時に同国は、当該法において、領海測定基線から200海里までの排他的経済水域・漁業水域 (PART 3 Maritime Jurisdiction (Including Exclusive Economic Zone and Exclusive Fishery Limits) of the State) を設定し、他国の同水域と400海里未満で重複する場合には衡平な等距離線 (the equitable equidistant line) により境界を定めるとしている。これに関連して、ロッコール島が有する海域に関するアイルランドの立場は、同島の領海については必ずしも明確とは言えないように思われる。アイルランドは、かつて同島がイギリスに3海里領海は生ぜしめるがそれ以上の海域は生ぜしめないとの見解を取ってきたように思われる⁵⁰⁾が、1995年のアイルランド議会においては、同島が12海里領海を有することを承認するかの政府答弁が行われている⁵¹⁾。

一方、両国の南部区域での海洋境界画定において、アイルランドはイギリスのシリー諸島を基点として完全に無視したため、この区域では特に両国の漁業水域の境界線がかなり重複するに至っている⁵²⁾。

アイルランドは、長年に亘りイギリスとのこういった海洋境界紛争の解決について努力を重ねてきたが、漸く2014年に至って大陸棚及び排他的経済水域（漁業水域）の境界線に関する協定 (Agreement between the Government of Ireland and the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland establishing a Single Maritime Boundary between the Exclusive Economic Zones of the two countries and parts of their Continental Shelves) (2013年3月28日締結 2014年3月31日発効) にこぎつけ、両海域を単一の境界線により画定することで合意した。本協定の締結を受け、アイルランドは、上記の200海里漁業水域法（「1976年の海洋管轄（排他的漁業範囲）命

令」(the Maritime Jurisdiction (Exclusive Fishery Limits) Order) を廃止し、「2014年の海洋管轄（排他的経済水域の境界）命令」(Maritime Jurisdiction (Boundaries of Exclusive Economic Zone) Order 2014)」を同協定の発効日に合わせて実施した。同命令では、第2条においてアイルランド海及びケルト海、第3条では北東大西洋の排他的経済水域の境界線がそれぞれ経緯度により定められた表記の点を結ぶ一連の測地線（a series of geodesic lines）により描かれている。

D. デンマーク

デンマークは、1976年にフェロー諸島に200海里漁業水域宣言を行った⁵³⁾。これは、同年のイギリスの200海里漁業水域主張に対する対抗措置であったと言われる⁵⁴⁾。かくして、フェロー諸島は、イギリスの200海里漁業水域宣言に先立って、自ら同島周辺の直線基線から引かれた200海里漁業水域を宣言したのである⁵⁵⁾。このフェロー諸島の漁業水域に関する勅令（Decree No. 598 of 21 December 1976 The Fishing Territory of the Faroe Islands）（1977年1月1日実施）の第1節第2項（section 1(2)）には、中間線境界画定に関する規定がおかれている。この規定によれば、「アイスランド、ノルウェー及びイギリスの沿岸が、400海里の距離内でフェロー諸島の沿岸と向かい合っている場合には、漁業水域は、特別の合意により他の方法で定められるまで、どの点をとっても関係する沿岸の基線の最も近い点から等距離にある線により境界画定が行われるものとする。」と定められている⁵⁶⁾。また、同勅令第2節には、この漁業水域が測定される直線基線として12の地点及びその経緯度が記載されている。なお、何の経緯度も記載されていないが、デンマークの当該漁業水域の範囲を説明しているデンマークの海図20番（Danish chart No. 20）は、デンマークの当該水域の南西角が、デンマークがロッキール島を基点として承認しない結果として同島を基点としたイギリスの漁業水域の北東部分と相当程度において重複している。更に東方において、フェロー諸島の漁業水域の南の範囲とイギリスの漁業水域の北の範囲が部分的に重複しており、これは、デンマークが、イギリスの関連基点としてのスコットランドの Flannan, Sula Sgeir, North Rona 及び Sule Skerry の小島（the Scottish islets）を承認していないことを窺わせる⁵⁷⁾。また東の境界線においても、中間線の不一致が存在するが、これはイギリスが、シェトランド諸島の北西に位置するフェロー諸島の関連直線基線を承認していないことを推察させるものである。もっとも、フェロー諸島の漁業水域はイギリスの大陸棚指定区域とは重複していないと言われる⁵⁸⁾。なお、ロッキール島を基点として用いたイギリスの200海里漁業水域の設定の後に、デンマークは抗議を行ったが、その理由は、そのような遠隔且つ無人の「島」(such a remote and uninhabited “island”) を基点として用いることは、そのような島の形態は無視され

るべきであるという UNCLOS III での一般的合意に反するとの根拠に基づくものであった⁵⁹⁾。

もっとも、デンマークは、ロッキール島が12海里領海を有する島（an island）であることは承認していると言われる⁶⁰⁾。なお、200海里水域を設定するための基点として領海外の小さな人間が居住できない岩（small uninhabitable rocks）を無視するこのデンマークの政策は、アイスランド及びフェロー諸島の西側の海洋境界にも反映されている⁶¹⁾。従って、当該宣言と1976年のイギリスの200海里漁業水域宣言の境界線は、両国が双方の主張する基点のいくつかのものを認めなかったために、3つの重要な区域において重複を生じることとなった⁶²⁾。なお、デンマークは、1996年7月1日に排他的経済水域法（Act No. 411 of 22 May 1996 on Exclusive Economic Zones）を実施したが、フェロー諸島及びグリーンランドには適用しないとした（第5条）。また同国は、1999年5月1日に領海を12海里とする領海法（Act No. 200 of 7 April 1999 on the delimitation of the territorial sea）を実施したが、フェロー諸島には勅令（Decree on the Coming into Force of the Act on the Delimitation of the Territorial Sea for the Faroe Islands Decree No. 240 of 30 April 2002）により2002年6月1日に適用実施している。なおこのフェロー諸島への領海法の適用に関する政令（Executive Order on the Delimitation of the Territorial Sea of Faroe Islands Executive Order No. 306 of 16 May 2002）では、領海測定基線として通常基線（the coastline）（2箇所）及び直線基線（the straight lines）（8箇所）が記載されている。

Ⅲ. イギリス及びフェロー諸島（デンマーク）間の海洋境界画定に関する協定

イギリス及びフェロー諸島（デンマーク）は、それぞれの領海測定基線から200海里内において、前章でも述べたように漁業水域の3区域が重複するとともに、大陸棚に関してもその境界線が未画定であった。両国は、本問題を解決すべく3度協議を行い⁶³⁾、その結果1999年5月18日にイギリス及びフェロー諸島間の海洋境界画定に関する協定（Agreement between the Government of the Kingdom of Denmark together with the Home Government of the Faroe Islands, on the one hand, and the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, on the other hand, relating to the Maritime Delimitation between the Faroe Islands and the United Kingdom.）に署名するに至り、同年7月21日に同協定は発効した。なお本協定はその境界線の西側最終点から西方への200海里を越える大陸棚の境界画定は扱っていない⁶⁴⁾。

両国は、その漁業水域を200海里に拡張する前に1976年12月の交換公文（an exchange of notes）により、当該水域の境界線は中間線とすることで合意していた。しかし、1977年に当該水域を設定した時に、その測定基線に関して

合意していないことが明らかとなった。つまり、イギリスの場合、フェロー諸島の東側の直線基線を考慮に入れなかったためにこの海域において両国の設定した中間線の間におよそ200平方キロメートルの重複区域が存在することとなった⁶⁵⁾。また同諸島の西側においては、デンマークがイギリスによる漁業水域の基点としてのロッコール島の使用を拒否したのに対し、イギリスは、フェロー諸島の直線基線を考慮に入れなかったために、およそ5,000平方キロメートルに亘って重複区域が生じるに至った。言うまでもなく、この区域の重複の殆どは、イギリスが漁業水域を測定する基点としてロッコール島を使用したことによるものである。もっとも、イギリスが1997年に基点としてのロッコール島を放棄したときには、この重複区域は、ほんの約80平方キロメートルへと減少した⁶⁶⁾。一方、同諸島の南側では、およそ8,000平方キロメートルに及ぶ重複水域が生じていた。これは、デンマークがスコットランド本土沿岸からかなりの距離にある North Rona, Sula Sgeir, Stack Skerry 及び Sule Skerry を含むイギリスの多数の小さな島々を基点として用いることを拒否したことによる⁶⁷⁾。両国は、この3つの重複漁業水域を両国が平等に立ち入ることのできる「中間水域（“grey zones”）」とした。こういった水域の設定は、フェロー諸島が EC の一員ではないため、EC の共通漁業政策（the Common Fisheries Policy）—EC 加盟国に相互の漁業水域に立ち入る権利を認める—が、フェロー諸島の漁業水域には適用されないといった点で両国にとって意味あるものとなっている⁶⁸⁾。また、両国の領海測定基線から200海里以内の大陸棚の境界画定に関しては、その境界線を漁業水域の境界線と一致させるべきか或いは関連する海岸線の長さのような別な考慮を斟酌すべきかについて両国に見解の相違があったと言われる。そのため、両国は若干の大陸棚区域を炭化水素資源の探査に開放することを差し控え、その結果約41,000平方キロメートルの「中間区域」（“white zone”）が存在することとなった。この「中間区域」（“white zone”）には漁業水域に対する重複主張区域が含まれていた⁶⁹⁾。

本協定の締結を促した大きな要因は、上記紛争区域のイギリス側において二つの油田が発見されたことにより大陸棚の境界画定が急がれたためと言われている⁷⁰⁾。この大陸棚の境界画定については、両国により設定された中間線が同一であるところでは漁業水域の境界線と一致している。一方、フェロー諸島の東方での重複区域は同島の大陸棚に含められたのに対し、同島の西方区域は両国に平等に分割された。また同島南方の紛争区域の内85%はイギリスに帰属し、15%はフェロー諸島に帰属することとなった⁷¹⁾。他方、漁業水域の境界線に関しては、大陸棚の境界線と一致させることで両国は合意したが、フェロー諸島南方の「中間水域（the grey zone）」については例外として、本協定では「特別区域」（the “Special Area”）と称され、漁業に関する現行の調整が維持された⁷²⁾。

まず、本協定において定められた大陸棚の境界線は、両国間の北東部の A 点より始まり南西部の T 点を最終点（本協定に附された附表 A を参照）とする一連の測地線（geodetic lines）である（同協定の第 1 条 1 項）。この A 点は、フェロー諸島、ノルウェー及びイギリスから等距離にある三重点（the equidistant tripoint）に当たり、かつてノルウェー及びイギリス間（1978年12月の大陸棚協定）、ノルウェー及びデンマーク間（1979年6月の大陸棚・漁業水域／経済水域）の境界画定において定められた点である。また T 点は、フェロー諸島の Mykinesholmur 及びイギリスのセントキルダ島から200海里の位置にある⁷³⁾。本協定は、この大陸棚境界線を越えて一方の国の石油堆積物或いは他の鉱物鉱床が他方の国に延びている場合の解決方法を定めている。まず、当事国の一方が、他の当事国の大陸棚内部乃至大陸棚上で発見された石油堆積物或いは鉱物鉱床が自国大陸棚に伸びているとの見解を有する場合には、前者の当事国はこの見解に基づく証拠を提示することによりこのことを後者の当事国に提起することが出来る（同協定の第 2 条 1 項）。また、そのような見解が提起された場合には、両当事国は当該堆積物或いは鉱床の範囲及びその開発可能性について審議を開始するものとし、この審議において、審議を開始した当事国は、地球物理学上及び地質学上のデータに基づく証拠、順当に行けば掘削データを含めた証拠によりその見解を裏付けるものとし、両当事国はこの審議の目的上関連するすべての情報が利用可能となることを確保するために最善の努力を用いるものとする。この審議中に、当該堆積物或いは鉱床が両当事国の大陸棚に伸びていること、また一方の当事国の大陸棚の鉱物が全部乃至一部他方の当事国の大陸棚から開発が可能であること、或いは一方の当事国の大陸棚の鉱物の開発が他方の当事国の大陸棚の鉱物の開発の可能性に影響を及ぼすということが確定される場合には、両当事国のいずれかの要請に基づいて、特にそのような堆積物乃至鉱床が最も効果的に開発されそしてまたそれに関連する収益が配分される方法に関して合意が達成されるものとする（同協定の第 2 条 2 項）。両当事国は、可能な限り迅速に如何なる見解の不一致も解決するようあらゆる努力を行うものとする。それにも拘らず、両当事国がその審議中に合意に達することが出来なかった場合には、両当事国は独立した専門家の見解の招請を含めその袋小路を打開するためにすべての選択肢を共同して考慮するものとする（同第 2 条 3 項）。

なお、本協定の境界線は、地理学上の経緯度によって定められた各点を結ぶ測地線であるが、この点は漁業水域と大陸棚の境界線とはその基準体系（reference system）を異にして決定されていると言われる。つまり漁業水域の境界線は、European Datum (First Adjustment 1950) (ED50) の基準に従って、また大陸棚の境界線は、European Terrestrial Reference System 1989 (ETRS89) の基準に従って定められた。このような二つの基準（two different

datums) が用いられた理由として、まず European Terrestrial Reference System 1989 (ETRS89) の場合、大陸棚境界線は新たに画定されたものであり、その経緯度は衛星位置把握システムと完全に合致する近代測地基準 (a modern geodetic datum) において定められた。これに対し、European Datum (First Adjustment 1950) (ED50) は、当事国の現在のすべての法律が経緯度を定めるためにこの基準 (datum) を利用しているため漁業水域の境界画定に用いられたのであり、両当事国ともこの時点でその漁業水域の範囲を再定義しなくなかったためと言われる⁷⁴⁾。

次に、本協定により境界画定の行われた大陸棚のうち、その上部において両国の漁業水域が重複する区域は「特別区域」(the Special Area) として扱われることになった。この区域の範囲は、本協定の附表の C において European Datum (First Adjustment 1950) (ED50) に従って経緯度により示されている。この範囲は、附表 B に記載された L 点から R 点に至る区域である (同協定の第 4 条)。この特別区域において各当事国が行使できる管轄権及び権利については、第 5 条から 7 条に定められている (同第 4 条)。まず、この区域での漁業管轄権及び権利に関しては、各当事国は従来どおりこの漁業水域内において、漁業許可証の発給を含む管理に関する漁業管轄権及び漁業行為について適用可能な関連する規則及び規定 (rules and regulations) を適用するものとし (同第 5 条(a))、専ら他の当事国の発給した許可証の下で操業する漁船の臨検 (inspection) 及び規制 (control) を差し控えるものとし (同第 5 条(b))、また他の当事国による漁業管轄権の行使又は他の当事国の発給した許可証による漁業行為を無視し乃至侵害するような如何なる行為も差し控えるものとする (同第 5 条(c))。なお、本協定は、EC の共通漁業政策の関係から、イギリスの場合、この第 5 条に言う「他の当事国の発給した許可証」(“licence issued by the other Party”) という文言は、EC の他の加盟国或いは EC の代理としての欧州委員会 (the European Commission) により発給された許可証を含むと解するものとされている (同第 9 条)⁷⁵⁾。

次に、本協定は、各当事国がこの特別区域においてその大陸棚に関する管轄権及び権利を行使するに当たって、以下のことを定める。まず、各当事国は、1992 年 9 月 22 日にパリにおいて締結された「北東大西洋の海洋環境の保護に関する条約」(the Convention for the Protection of the Marine Environment of the North-East Atlantic) に従って、その沖合い活動から生じる汚染を防止し及び排除するためにすべての可能な措置を取るものとする (同第 6 条(a))。また、相手国がその漁業の将来性を維持する (maintaining its fishing possibilities) 権益に十分な考慮を払うものとし (同第 6 条(b))、相手国の発給した許可証の下で実施される漁業に対し不必要な妨害 (unnecessary interference) を避けるための措置を取るものとし (同第 6 条(c))、当事国がその活動に許可を与えているか或いはその活動について通

知を受けている場合には、相手国は海洋環境若しくは相手国の発給した許可証により行われている漁業に対し否定的な影響を与える可能性のある如何なる活動に関しても時宜になかった通知を受けることを確保するものとし (同第 6 条(d))、そのような (大陸棚開発) 活動から生じる損害に対し漁船に補償する当事国の国内機関乃至基金に対しそのような補償制度 (compensation schemes) を相手国において登録された漁船にも拡張するよう奨励するものとし (同第 6 条(e))、探索若しくは生産の認可を受けた者が、一方において、彼らが雇用する地震調査及び補給船の所有者 (the seismic survey and supply vessel owners) 及び船長 (masters) と、他方において相手国の漁業産業を代表する当局若しくは組織との間において、種々の当事者の間の良好な労働関係を促進するために、適正な協力関係 (suitable coordination) を維持することを促進し且つ実行可能な限り速やかに確保するものとする (同第 6 条(f))。

このように大陸棚と漁業水域の境界線が一致しない「特別区域」において、本協定は、大陸棚の開発による上部水域の漁業への影響を可能な限り最小限にとどめるために詳細な規定をおいた⁷⁶⁾。なお、「特別区域」において、本協定上の大陸棚或いは漁業に関する管轄権から直接導かれる管轄権乃至権利以外で、国際法により沿岸国に付与されている管轄権及び権利の行使に関しては、各当事国は相手国の同意なしにそういった管轄権乃至権利の行使を差し控えるものとし、また、とりわけ海洋環境を保護するための措置に関しては相手国と協力するものとする (同第 7 条) ことが定められている。最後に、本協定は、当事国の領海測定基線から 200 海里を越える区域に対する両当事国の如何なる権利主張も損なうものではない (同第 10 条) ことを定めている。周知のように、両国の領海測定基線から 200 海里を越える西方の大陸棚に関しては、イギリス及びアイルランドの大陸棚主張区域とデンマーク及びアイスランドの大陸棚主張区域が相当な範囲に亘って重複している。

本協定では、大陸棚及び漁業水域の境界を画定するにあたって、基本的には等距離中間線の原則を採用したと言えよう。ただこの境界画定に際しての両国による基点の評価が 3 つの区域で異なっていた。まず、デンマークは、フェロー諸島東海岸の北東部の点と南部の点を結ぶ直線基線⁷⁷⁾を基点としたが、この直線基線は UNCLOS 第 7 条 3 項にいう「直線基線は、海岸の全般的な方向から著しく離れて引いてはなら」ないとの要件に合致していないとの指摘がある⁷⁸⁾。恐らくイギリスも、この立場から上記直線基線を認めなかったと思われる。もっとも最終的には本協定において、同諸島東側での重複区域は同諸島に含められ、結果的にはこの直線基線の基点としての効果が認められることとなった⁷⁹⁾。次に、同諸島の西側区域では、イギリスが 1997 年にロッキール島を基点とすることを放棄したことにより、両国の重複区域は大幅に減少した。ただ、なおこの重複区域が残存したのは、同諸島の西側沿岸に引かれた

直線基線をイギリスが承認しなかったためである。この直線基線は約10海里と44海里の長さと言われている⁸⁰⁾。米商務省の分析によれば、後者の直線基線がUNCLOS第7条3項にいう「直線基線は、海岸の全般的な方向から著しく離れて引いてはなら」ないとの要件に合致していないとされる⁸¹⁾。その根拠は不明であるが、この重複区域は両国に平等に分割された⁸²⁾。最後に、同協定において大陸棚と漁業水域の境界線が一致しなかった同諸島南方の「特別区域」(the Special Area)であるが、この区域は両国の主張する中間線によって囲まれた区域である。上述したようにこの重複区域が生じたのは、デンマークがスコットランド本土沿岸沖のNorth Rona, Sula Sgeir, Stack Skerry及びSule Skerryを含むイギリスの多数の小さな島々を基点として認めなかったことによる。この区域内において大陸棚の境界画定が行われたが、その境界線は本区域を2等分するものではなく、本区域の殆どの部分(85%)はイギリスの大陸棚に帰属している。このように不均等と見られる大陸棚の境界画定に至ったのは、両国の海岸線の長さ及びイギリスのスコットランド沖合いの相当な大きさの島々に対する効果のような地理学的考慮を勘案しながら、同時にこの区域における「中間水域」という漁業制度の維持も含めて総合的に判断された結果と推測される⁸³⁾。

Ⅳ. 同協定後の当該海域での海洋境界画定

A. フェロー諸島及びアイスランド間の海洋境界画定

2007年2月2日にデンマーク政府とアイスランド政府は、未画定であったフェロー諸島とアイスランド間の大陸棚及び漁業水域の境界画定について協定(the agreement of 2 February 2007 regarding the maritime demarcation in the area between the Faroe Islands and Iceland reached between the government of the Kingdom of Denmark with the Home Rule Government of the Faroe Islands as one party and the Government of Iceland as the other)するに至った。ただこの境界線は、その中央南寄りの一部区域において単一の線ではなく、漁業水域が大陸棚の境界線に跨って設定されている。この重複区域は、上記協定において、「特別区域」(the special are)とされ、北緯63度30分の南部で大陸棚境界線の両側に及び、11の点を結ぶ直線(straight geodetic lines)により区画されている。この「特別区域」での漁業管轄権及び漁業管理に関する規制は、同協定の第2条に定められている。本条によれば、この「特別区域」では、漁業権は、フェロー諸島及びアイスランドの船舶により、これら船舶がそれぞれ自国の漁業管轄権水域において従っている規則及び規定(the rules and regulations)に従って行使することができ、自国当局の規制及び執行手続きにのみ従うものとされる。また、当事国は、自国の船舶を用いて、この「特別区域」において海洋科学調査を同程度において自由に実施することができる

が、海洋底及びその地下での鉱物資源を目的とした活動は除外される。最後に、万一本条の下での活動が当事国の一方に問題を生じさせる場合には、当該国は、他の当事国に対し協議を要請することができ、そのような協議は、そういった要請を受け取った後遅滞なくまた遅くとも60日以内に開催されるものとする、との紛争解決手続きも定めている。

このように両国間の大陸棚及び漁業水域の境界線が単一とならなかったのは、第Ⅱ章で触れたように、デンマークがアイスランドのHvalbakur小島(the islet of Hvalbakur)を基点として承認しなかったためと推察されるが、まず大陸棚の境界線を定めた上で、重複漁業水域については特別区域を設定し共有水域とする解決法は、1999年のイギリス・フェロー諸島間の「特別区域」ほど詳細な制度ではないにしろ、これに範をとったようにも思われる。

B. イギリス及びアイルランド間の海洋境界画定

第Ⅱ章のB及びCにおいて検討したように、イギリス及びアイルランドは、両国の大陸棚及び漁業水域の境界線が重複している。両国による1988年の大陸棚の境界画定協定、1999年の同協定を補完する議定書、及びUNCLOS第83条3項に従った大陸棚の暫定的境界に関する合意である2001年の2つの交換公文により大陸棚の最終的な境界画定を目指してきたが、漸く2013年に至って、両国の基線から200海里内での排他的経済水域及び大陸棚の境界線に関して単一の境界線の設定に合意するに至った。この協定(Agreement between the Government of Ireland and the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland establishing a Single Maritime Boundary between the Exclusive Economic Zones of the two countries and parts of their Continental Shelves)(2013年3月28日締結 2014年3月31日発効)は、第1条においてアイルランド海(the Irish Sea)及び南西海域(the South West Area)での大陸棚、第2条では北西海域(the North West Area)での大陸棚の境界線を経緯度で定めている。また第3条では、排他的経済水域の境界線を第1、2条での大陸棚の境界線に一致させるとしている。本協定により、長年の懸案であった両国の海洋境界線はついに一致するに至ったのである。

V. おわりに

これまで北東大西洋に位置するアイスランド、イギリス、アイルランド、フェロー諸島(デンマーク)間の主として漁業水域・経済水域の境界画定の経緯について検討してきた。この海域での境界画定が大陸棚も含めて注目されたのは、ロッコール島という洋上の孤島の国際法的評価をめぐってのものであったと言えよう。この問題は、UNCLOS第121条第3項の解釈に関する重要な先例を提供

するように思われる。ロッキール島を含めた当該海域での島に関する関係国による評価については後述する。

本稿で検討してきた上記4カ国間での海洋境界の画定は、基本的には等距離中間線原則に基づくものであったと言える。しかしなおこの4カ国間の海洋境界線は大なり小なり重複することとなった。その原因は、海洋境界画定を行うに当たっての基線乃至基点に関する関係国の評価の相違であった。まず、イギリスとアイルランド間であるが、イギリスは、1964年の漁業水域法（the Fishery Limits Act of 1964）によりイギリス本土及びその周辺領土に12海里的の漁業水域を設定し、ロッキール島にも本法を適用した。これに対し、アイルランドは、同国議会においてロッキール島周辺の漁業水域を認めないとの発言を行っている。またイギリスは、同島が12海里領海を有することを1990年の同国議会において確認し、アイルランドによりこれは認められていないとしながらも、これはUNCLOS及び慣習国際法規則と合致するものであるとした。なおイギリスは、1976年に200海里漁業水域法を制定し、他国との境界線として原則中間線を採用することとした。同年には、アイルランドもまた200海里漁業水域法を制定し、他国との境界線を中間線としての「衡平な等距離線」（“equitable equidistant line”）に基づくものとした。かくして、両国はロッキール島の位置する北部海域では、イギリスが同島を含め沿岸のほぼすべての島を基点として用いたのに対し、アイルランドは、島に関する独自の評価—領海3海里外にある島は経済（漁業）水域の基点として認めない—に基づき、同島を含めイギリス沿岸のほとんどの島を基点として認めなかったため、かなりの範囲に亘って漁業水域が、また漁業水域と大陸棚が重複するに至った。イギリスは、1997年にUNCLOSへの加入に際し、200海里漁業水域の基点としてロッキール島に代わって同国沿岸に近いセントキルダ島を採用したが、1988年のイギリス・アイルランド間の大陸棚協定により決定された大陸棚境界線を跨いで依然として両国の漁業水域は重複し、特にアイルランドの漁業水域は棚境界線のイギリス側に顕著に張り出すこととなった。他方、両国の南部海域であるケルト海においては、（1979年当時）両国の200海里漁業水域はかなりの程度において重複している。これは、大部分イギリスがその基線としてPembrokeshireの沿岸沖のthe “Smalls” rocksを採用したのに対し、アイルランドは、前述した島の基線に関する政策により、そのような人の居住できない小島（uninhabitable islets）は完全に無視したことによる。更にその南部においても、アイルランドはイギリスのシリー諸島を基点として完全に無視したためこの区域での特に両国の漁業水域の境界線はかなり重複するに至った。なおこの南部海域でも両国の大陸棚境界線は上述の1988年の協定により統一されている。こういったアイルランドの北部海域及び南部海域での両国の大陸棚・排他的経済水域（漁業水域）の重複は、漸く2013年に至って単一の境界線協定を締結（2014年

発効）することにより決着を見た。

次に、アイスランドの場合、1979年の領海・経済水域・大陸棚法により、領海測定基線から200海里（ただし領海を含まない）の経済水域を設定したが、他国との経済水域及び大陸棚の境界画定については、関係国との合意によるとしながらも、フェロー諸島及びグリーンランドの基線との間の距離が400海里未満である場合には、等距離線によって画定されるとした。なお、アイスランドとフェロー諸島（デンマーク）間においては200海里境界線がわずかながら重複することとなったが、これは、デンマークがアイスランドのHvalbakur小島を基点として無視したことによると言われる。最終的に両国は、2007年に大陸棚及び漁業水域の境界画定協定を締結し、大陸棚については単一の境界線を、漁業水域については、Hvalbakur小島に関する評価の相違を反映したものと推察されるが、大陸棚境界線の中央南寄り的一部区域において本大陸棚境界線を跨った重複区域を「特別区域」として設定し漁業共有水域とすることにより解決を見た。

最後に、イギリスとフェロー諸島（デンマーク）についてであるが、デンマークは、イギリスに対抗してフェロー諸島に200海里漁業水域法を制定し、イギリスと同じ1977年1月1日に実施した。本法によれば、フェロー諸島とアイスランド、ノルウェー及びイギリスとの沿岸が400海里未満の場合には、漁業水域は、特別の合意によるまで、関係する沿岸の基線の最も近い点から等距離にある線により境界画定が行われるものとした。これにより、フェロー諸島の南部では、デンマークがスコットランドのFlannan, Sula Sgeir, North Rona 及び Sule Skerry の小島（the Scottish islets）を境界画定の基点として承認しなかったためかなりの範囲において、またその東部ではイギリスが、フェロー諸島東側の関連直線基線を承認しなかったために漁業水域が重複することとなった。このような重複が生じることとなったのは、両国がその漁業水域を200海里に拡張する直前の交換公文において境界線を中間線とすることで合意していたが、当該水域設定時にその測定基線については合意していないことが明らかとなったためと言われる。こういった漁業水域の重複及び未画定であった大陸棚—本協定が締結されるまで、イギリス及びデンマーク（フェロー諸島）間において両国とも大陸棚開発のための指定区域を設定していたが、慎重に指定区域の重複は避けられていた—の境界問題を解決すべく、1999年にイギリス及びフェロー諸島間の海洋境界画定に関する協定が締結された。なお本協定の締結前において、両国の領海測定基線から200海里以内の大陸棚の境界画定に関し、その境界線を漁業水域の境界線と一致させるべきか或いは関連する海岸線の長さのような別な考慮を斟酌すべきかについて両国に見解の相違があったと言われる。結果的に、本協定では、大陸棚の境界画定に関しては、両国により設定された中間線が同一であるところでは漁業水域の境界線と一致させられた。な

お、フェロー諸島の東方での重複区域は同島の大陸棚に含められたのに対し、同島の西方区域は両国に平等に分割され、また同島南方の紛争区域の85%はイギリスに、15%はフェロー諸島に帰属することとなった。この大陸棚の帰属基準については不明であるが、最後の南部区域での配分はスコットランド沖合いの North Rona, Sula Sgeir, Stack Skerry 及び Sule Skerry を含むイギリスの多数の小さな島々が基点としてかなり評価されたことが推察され、また「特別区域」(the “Special Area”)での漁業に関する中間水域制度(the grey zone regime)の存続も関連要因として指摘されている⁸⁴⁾。これに対し、漁業水域の境界線に関しては、大陸棚の境界線と一致させることで両国は合意したが、フェロー諸島南方の「中間水域(the grey zone)」については例外として、本協定では「特別区域」(the “Special Area”)と称され、漁業に関する現行の調整が維持された(この最大の重複漁業水域において漁業に関する中間水域が変更されずに残されたのは、大陸棚の開発が優先されたためと言われる)。本協定における海洋境界画定の特徴は、両国沿岸から200海里以内において、両国の設定した中間線が同一であるところでは当然大陸棚と漁業水域の境界線を一致させているが、問題となった3つの係争海域においても比較的重複範囲が少ない2箇所については大陸棚と漁業水域の境界線を一致させていることである。こういった点も含めて、両国は、大陸棚と漁業水域の境界線の決定に当たっては、係争海域の資源・面積等を考慮した係争区域に関する総合的評価に基づき、衡平な結果となるよう可能な限り両者の境界線を一致させようとする意図が窺える。これは、海底鉱物資源が両国の大陸棚境界線に跨って賦存する場合の開発方法及び解決手続きについて詳細な規定を置いている点からも推察される。なお唯一大陸棚と漁業水域の境界線が一致しなかった海域においては、「特別区域」を設定し、大陸棚の開発と上部水域の漁業資源の保存の両立を図っている。つまり、大陸棚の開発に際し上部水域における厳格な漁業保存だけでなく海洋環境の保護についても厳しい規定をおいており、上部水域の漁業及び海洋環境の保護を大陸棚の開発に優先させているとも解せる点において、他の海洋境界画定への事例として大いに注目される⁸⁵⁾。

一方、当該4カ国間での海洋境界画定における島の評価であるが、絶海の孤島として当初これらすべての国に関係し注目されたのが、ロッキール島である。本島を領有するイギリスは、1976年の200海里漁業水域の設定に際し、基点として本島を用いた。これに対し、他の3カ国のうち最も近い距離に位置するアイルランドは、同年の自国の200海里漁業水域法の設定に当たって同島を完全に無視した。これは、領海内にあるか、或いは本土の人口または陸地の十分の一を有する、有人の島のみ(only inhabited islands lying within a territorial sea or having one-tenth of the population or land area of the mainland)が大陸棚及び漁業

水域の基点(basepoints)として考慮に入れられるべきであるという同国の立場によるものであった⁸⁶⁾。更に同国は、沿岸から3海里を越える距離にある島は、経済水域或いは漁業水域を生じさせる権利を有しないとの見解をとっているとも言われ⁸⁷⁾、ロッキール島は、イギリスの領海外にある無人の岩(an inhabited rock)に過ぎないと看做している⁸⁸⁾。また、アイスランドは、1975年の200海里漁業水域法においてロッキール島を同水域の基点として認めておらず、1979年の領海・経済水域・大陸棚法においても経済水域・大陸棚の境界画定における基点として無視した。ただ同島を基点として無視した理由については不明である。これに対し、デンマークは、イギリスが200海里漁業水域の基点としてロッキール島を用いたことにに対し抗議を行った。その理由として、そのような遠隔且つ無人の「島」を基点として用いることは、そのような島の形態は無視されるべきであるという UNCLOS III での一般的合意に反することを挙げた⁸⁹⁾。また、200海里水域を設定するための基点として領海外の小さな人間が居住できない岩を無視するデンマークの政策は、アイスランド及びフェロー諸島の西側の海洋境界にも反映されている⁹⁰⁾。もっとも、デンマークは、ロッキール島が12海里領海を有する島(an island)であることは承認していると言われる⁹¹⁾。なお、イギリスは、1997年に UNCLOS への加入に際し、ロッキール島は UNCLOS 第121条第3項の下で200海里漁業水域設定の有効な基点ではないとして、代わってセントキルダ島を採用した⁹²⁾。本島は、1999年のイギリス・フェロー諸島間の海洋境界画定協定において、デンマークにより漁業水域及び大陸棚の基点として承認されている。もっとも、セントキルダ島は、現在事実上無人であり、独自の経済生活を維持できないとの観点から、UNCLOS 第121条第3項上経済水域・大陸棚の基点としての資格を有することに疑問を呈する見解がある⁹³⁾。これに対し、セントキルダ島がアイルランドとのイギリスの大陸棚境界画定協定において部分的効果(partial effect)を与えられたと言われる⁹⁴⁾。また上記のイギリス・フェロー諸島間の海洋境界画定協定においては、フェロー諸島西方の小島(an islet)であるデンマークの Mykinesholmur が漁業水域・大陸棚の基点としてイギリスにより承認されている。

また、イギリスの外ヘブリディーズ諸島(the Outer Hebrides)及び Western Isles に関する他の関係国による評価であるが、まずアイルランドは、大陸棚及び漁業水域の境界画定におけるこれら諸島の基点としての効果を殆ど無視したと言われ、とりわけ3海里領海外に位置しているとは言えスコットランドのおよそ3,000人の住民の居るイスレイ島(the Scottish island of Islay)も無視された点が注目される⁹⁵⁾。またデンマークは、外ヘブリディーズ諸島北部及びスコットランド本土北部沖合いに点在する Flannan, Sula Sgeir, North Rona 及び Sule Skerry の小島(the Scottish islets)を漁業水域設定の関連基点として承

認していないと推察される⁹⁶⁾。

また、アイスランドとフェロー諸島（デンマーク）間においては、アイスランドの Hvalbakur 小島を200海里境界線の基点としてデンマークは無視している⁹⁷⁾。これは、領海外の小さな人間が居住できない岩は200海里水域の基点として無視するデンマークの見解によるものであろうか。

なお、イギリスとアイルランドの南部海域においては、イギリスがその漁業水域の基線として Pembrokeshire の沿岸沖の the “Smalls” rocks を採用したが、アイルランドは、島の基線に関するその制限的政策に従い、そのような人の居住できない小島は完全に無視した⁹⁸⁾。またシリー諸島に関しては、イギリスは、同諸島を基点として200海里漁業水域を設定したが、アイルランドはイギリスとの特に漁業水域の境界線の基点として同島を完全に無視した⁹⁹⁾。

なお、当該海域での直線基線に関しては、アイルランドは、イギリスの外ヘブリディーズ諸島の西側に引かれた直線基線をスコットランドの本土の3海里領海の外側に位置しているとの理由から、1976年の漁業水域設定に際し承認しなかったと言われる¹⁰⁰⁾。もっとも、アイルランドは、それまでこの直線基線に反対してこなかったと言われ、同国によるこの直線基線の無視は法的に支持されないとの見解がある¹⁰¹⁾。また、イギリスは、漁業水域を設定する基線としてフェロー諸島東側に引かれた直線基線（その長さはおよそ60海里と言われる）を、また西側の沿岸に引かれた直線基線（約10海里と44海里と言われる）も承認しなかった¹⁰²⁾。これは、UNCLOS 第7条第3項にいう「直線基線は、海岸の全般的な方向から著しく離れて引いてはなら」ないとの要件に合致していないことがその理由として指摘されている¹⁰³⁾。

以上検討してきたように、当該4ヶ国は、洋上乃至沿岸沖の島が大陸棚乃至経済水域（漁業水域）を設定する資格を有するか否かに関する評価について必ずしも共通の見解を有するとは言えず、また海洋境界画定に当たって島に関する自国の見解がそのまま反映されているわけではない。このような国家行態を踏まえながら UNCLOS 第121条第3項の解釈の明確化を図る必要があるように思われる。

最後に、当該4ヶ国間の沿岸から200海里以内での大陸棚及び排他的経済水域（漁業水域）の境界画定は解決されたが、各協定にも定められているように、沿岸から200海里を超える大陸棚の境界線は未決定である。イギリスおよびアイルランドの主張する大陸棚は、アイスランド及びフェロー諸島の主張する大陸棚と相当な範囲において重複している。

註

註1) なお当該海域における大陸棚の境界画定問題の詳細については、牛尾裕美「ロッキール島周辺の大陸棚境界画定問題」『海—自然と文化』東海大学紀要海洋学部第5巻第

1号2007年を参照。

註2) これより先に、アイスランドは、海底平和利用委員会の1973年春会期において、「領海に隣接する水域の天然資源に対する沿岸国の管轄権に関するワーキングペーパー」（A・AC. 138/SC. II/L. 23）〔小田滋『海洋法研究』有斐閣 昭和50年発行 233頁〕の中で200海里提案を行っていた。小田滋『注解国連海洋法条約』有斐閣 昭和60年発行 183頁。また、第3次国連海洋法会議の第2会期（1974年6月～8月）においても、同国は、9カ国共同の沿岸管轄水域に関する提案（A・CONF 62/L. 4, 1974年7月26日）の中で200海里の排他的経済水域を主張している。

註3) C.R. Symmons, “Legal Aspects of the Anglo-Irish Dispute over Rockall,” (hereafter “Legal Aspects”) *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol. 26, No. 2, Summer, 1975, p. 91.

註4) C.R. Symmons, “The Rockall Dispute Deepens: An Analysis of Recent Danish and Icelandic Actions,” (hereafter “Deepens”) *International and Comparative Law Quarterly* (hereafter “I.C.L.Q.”), Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 347.

註5) C.R. Symmons, “British Off-shore Continental Shelf and Fishery Limit Boundaries: An Analysis of Overlapping Zones,” (hereafter “British Off-shore”) *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, pp. 729-730.

註6) C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 356.

註7) *Loc. cit.*

註8) C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 358. もっとも、シモンズ教授によれば、本協定の第9節（para. 9）の但し書を見れば、本協定の主たる目的は、イギリスがアイスランドによる中間線基点としてのロッキール島の無視を黙認するつもりのないことを表しているように思えるとしている。 *ibid.*, p.358 の註94。また同教授は、別の論文において、イギリスは本協定により6ヶ月間アイスランドの200海里水域を受け容れたが、その第9節（para. 9）では、本協定の如何なるものも、「相互の管轄権区域の範囲に関して当事国の見解を損なうものと看做され」てはならないと述べていることに注目し、この「但し書」が挿入された主たる目的は、イギリスが、中間線の目的上基点としてのロッキールのアイスランドによる無視を黙認していないことを示すことであつたのは明白であるとしている。C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 730.

註9) C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, pp. 358-359.

註10) 「1976年のイギリス・アイスランド協定」(the Anglo-Icelandic Agreement of 1976)（上述の「1976年のイギリス・アイスランド漁業協定 (the 1976 Anglo-Icelandic Fishery Agreement)」を指すと思われる）の中の「但し書」(“saving clause”) は、この点に関するイギリスの如何なる黙認も排除していると言われる。C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, pp. 356-357.

註11) C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 352, note 62.

註12) C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 710.

註13) *Loc. cit.*

註14) C.R. Symmons, "Legal Aspects," *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol. 26, No. 2, Summer, 1975, p. 73. なお、ロッキール島周辺は、豊富な漁場であり、特にロッキール堆 (the Rockall Bank) (ロッキール島のちょうど西方に位置し、最大水深はおおよそ100尋 (151.5~181.8m)) では、1975年当時イギリス、東西両ドイツ、オランダ、スペイン及びフランスのおおよそ6カ国が漁業を行っていたと言われる。 *ibid.*, p. 73.

註15) C.R. Symmons, "Legal Aspects," *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol. 26, No. 2, Summer, 1975, p. 73, note 44. 1975年2月19日には、イギリスの下院の議事録 (1975年1月22日) —イギリスは他のイギリス領土と同じくロッキール島がそれ自身の漁業水域を有することを確認—に対し、アイルランドの議会において、政府スポークスマンは、「政府は、イギリス政府がロッキール周辺海域における漁業を禁止し、またはそれを実施する権利を有することを承認しないし、そう述べてきた。」との答弁を行っている。 *loc. cit.* しかしながら、イギリスが、ロッキール島周辺の12マイル水域において漁業管轄権を実施した事例がシモンズ教授により紹介されている。それによれば、1987年にアイルランドのトロール船が black pollack の規定割当量を越えているとの申立理由によりロッキール島の12マイル水域内で拿捕され、1994年には、Donegal 船長が、非割当魚種を漁獲した科でロッキール島沖合でスコットランドの巡視艇により漁獲検査のため乗船を受け、二人のイギリスの検査官を乗船させたまま、指示に従わず、アイルランドの領水に入域したとされる。更には、同年に、ロッキール島沖合180マイルのところでアイスランド人が船長のキプロス船籍のトロール船がスコットランドの漁業監視船により拿捕されたが、これについてアイスランドはいかなる責任も否認したと言われる。 C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, July 11, 1990, p. 145.

註16) C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, July 11, 1990, p. 119. 当該議会において、ロッキール島の12海里領海が、米国、EC 或いは他の隣接国により承認されたかどうかの質問が行われた時、本領海は、「国連海洋法条約の文言及び慣習国際法規則と合致する」ものであり、イギリスとしては、「この立場がアイルランド共和国により認められていないとは言え、国際社会により承認されていないと信ずべき理由は持ち合わせていない」との答弁が行われている。 *loc. cit.*

註17) *Ibid.*, p. 120.

註18) C.R. Symmons, "Legal Aspects," *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol. 26, No. 2, Summer, 1975, p. 89.

註19) C.R. Symmons, "British Off-shore," *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 706.

註20) C.R. Symmons, *Ireland and the law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p. 310, Figure 17a を参照.

註21) C.R. Symmons, "British Off-shore," *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 723.

註22) 本法は、1977年2月12日に実施された。本法により、フランスは、北海、イギリス海峡 (English Channel) 及び大西洋と接する自国本土領域 (its metropolitan territory) 沖に領海の外側188海里の距離まで経済水域 (zone économique) (「排他的」("exclusive") という形容詞がこの水域の表現に用いられなかったのは、この水域で行使される EEC の相互漁業権のためであったと言われる。 *ibid.*, p. 716, note 98.) を正式に設定したが、これは、明確に「隣国との境界画定合意に従う」というものであった。 *ibid.*, p. 716.

註23) イギリスは、200海里の EEZ 制度が慣習国際法規則となっていることをなお承認していない [note 186. 1977年3月30日のイギリス外務連邦大臣 (the British Secretary for Foreign and Commonwealth Affairs) の下院での回答]. C.R. Symmons, "British Off-shore," *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 728.

註24) *Ibid.*, pp. 716-717.

註25) *Ibid.*, p. 706.

註26) C.R. Symmons, "Deepens," *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 348.

註27) *Ibid.*, p. 348, note 31.

註28) *Ibid.*, p. 348. 英国下院でのリフキンド氏 (Mr Rifkind) : (Written Answers, 12 July 1982), *ibid.*, p. 348, note 32.

註29) *Ibid.*, p. 348.

註30) *Ibid.*, pp. 356-357. 1976年のイギリス・アイスランド協定 (the Anglo-Icelandic Agreement of 1976) の但し書から、この点についてのイギリスによる黙認が排除されるとの解釈も行われている。 *ibid.*, p. 357, note 85.

註31) C.R. Symmons, "British Off-shore," *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 726.

註32) *Ibid.*, p. 726, note 178.

註33) *Ibid.*, p. 727, note 180. イギリスがロッキールを利用することについて、当時アイルランド議会において再三再四に亘る拒絶が表明されたと言われる。

註34) C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p. 152. なお、前年の1996年7月5日の上院において、当時外務大臣であったチャーカー (Lady Chalker) は、国連海洋法条約への同国の加入との関連で、「イギリスの漁業水域をロッキールから測定することは、人間の居住又は独自の経済的生活を維持することの出来ない岩は、排他的経済水域を有しないという当該条約の規定に合致しないと考えられている」との見解を表明している。 Robin Churchill, "United Kingdom's Decision to Defer Accession to the UN Convention on the Law of the Sea: A Convincing Move?" *The International Journal of Marine and Coastal Law* (hereafter *I.J.M.C.L.*), Vol. 12, No. 1, 1997, p. 110.

註35) C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p. 152.

註36) *Ibid.*, p. 152. 1999年に刊行されたイギリス海軍本部の海図 (British Admiralty chart) には、当該水域変更後の水域範囲が示されていると言われる。 *loc. cit.*; "British Isles: Adjacent Waters Fishery Chart" Q6353 (1999). これ以前は、この水域の範囲は、the 1997 *Notice to Mariners* に付された小海図 (Chartlet) の中に図示されていたに過ぎない

とされる。 *ibid.*, p. 152., note 120.

註37) *Loc. cit.* 1998年4月には次のように報じられた。つまり40年間の占有の後、その小島 (the islets) 一かつて1930年から1957年までは無人であった—におけるイギリスの最後の軍事駐留 (1980年代には最高40人の兵士が居た) の撤収とそこでの駐留地 (camp) の閉鎖が行われた。その後は民間人だけが短期交替でその小島に居住する予定である。 *ibid.*, note 118.

註38) *Ibid.*, p. 152.

註39) Robin Churchill “United Kingdom: Accession to the UN Convention on the Law of the Sea” *I.J.M.C.L.*, Vol. 13, No. 2, 1998, p. 272.

註40) C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p. 152, note 121.

註41) *Ibid.*, pp. 152-153. なお、本協定により合意された大陸棚の境界の一部において、その第4条の下での共同漁業管轄権のための「特別区域」(a “Special Area”) が設定されている。

註42) シモンズ教授によれば、1996年にイギリス議会において UNCLOS への同国の加入の遅延と「ロッキール周辺における漁業」の問題に関する質疑が行われ、その時の大臣回答は、当該問題については「確定していない」ことを示していたが、ロッキールを基点とした200海里範囲は、UNCLOS 第121条第3項と一致しないが故に、当該条約に従うためには「明らかに」修正の必要があるであろうことを認めるものであったとし、ロッキールはイギリスにより初めて公式に以下のことを認められたのであると述べている。即ち、ロッキールは人間の居住或いは独自の経済生活を維持することが出来ないことを。また、同教授によれば、1996年にはイギリスは、当時は「適当な加入の時期」ではないと結論づけ、その結果恐らくかつては同国の UNCLOS 署名に障害となる効果を有していた補助的な動向指標であったこと (ロッキール島を200海里漁業水域の基点としたこと) が、最終的には、加入により実際に同条約の締約国となることへの障害の唯一の理由となったのである [もっとも、シモンズ教授は、チャーチル教授はこの側面を無視しているように思えるとしている—“The U.K.’s Decision to Defer Accession to the U.N. Convention on the Law of the Sea: A Convincing Move?” (1997) 12 *I.J.M.C.L.* 110, 115. *ibid.*, p. 151, note 112], との分析を行っている [*ibid.*, p. 151]. この見解をとるシモンズ教授は、また、スコットランドによる政治的圧力—スコットランドの漁業ロビスト—が、たとえ何ら重要なスコットランドの漁業利益もロッキール地域において実際に問題となっていないとしても、UNCLOS への同国の加入の遅延原因となっていたように思われるとの指摘も行っている [*ibid.*, p. 151].

註43) C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 719. なお同国は、第3次国連海洋法会議の第2会期 (1974年6月～8月) において、EC8カ国による「漁業条文案」(A・CONF 62/C. 2/L. 40 and Add. 1) の中で、12海里領海外での漁業水域の提案を行っている。小田 滋 前掲書185頁。

註44) ただその後も、イギリスは、アイルランドの当該線を

越えた鉾区 (blocks) にライセンスを発給し続けた (少なくとも1985年の時点まで) と言われる。C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 353.

註45) アイルランドは、この海域での大陸棚に関するイギリスとの紛争区域において、1977年にイギリスが生産認可状を発することを決定したとの情報から、イギリスが権利主張している南方の区域の (British-numbered) blocks 133 及び134にかなり食い込んでいる小さな長方形の区画 (block) を対抗指定したが、その根拠は以下のようなものであった。即ち、領海内にあるか或いは本土の人口または陸地の十分の一を有する有人の島のみが基点として考慮に入れられるべきであるということに基づき、重複しているイギリスの主張する区画 (blocks) は、等距離線のアイルランド側に位置するということであった。C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 724. 島に関する同国のこういった評価については、200海里漁業水域の境界線に関する1977年2月16日のアイルランド議会での回答でも触れられていると言われる。またシモンズ教授は、この指定区域の傾斜した北部側は、200海里漁業範囲の目的上アイルランドの主張した線と正確に一致しているので、アイルランドが、この区域でのその主張する漁業範囲全体を大陸棚制度の境界を画定するためにもまた適用可能であると看做していることを推定させる強い根拠が存在するとしている。 *ibid.*, p. 724, note 165. 更に同教授は、アイルランドは、イギリスとのこういった境界線に関して、外へブリディーズ諸島 (the Outer Hebrides) 及び Western Isles の効果を殆ど無視したように思われるとし、その理由として、これらの島は、例え1964年に制定された直線基線体系の中に組み込まれており (1964年の領水勅令 (the Territorial Waters Order in Council, 1964) の第3条、これは1979年6月18日の領水 (修正) 勅令 (the Territorial Waters (Amendment) Order-in-Council of June 18, 1979) によりごく1部修正された。同教授は、ここでのこのアイルランドの行為は、法的には支持され得ないと思われるとした。その理由として、アイルランド共和国は、スコットランド西側の沖合いに適用されたこのイギリスの直線基線体系に反対してこなかった点を挙げている。 *ibid.*, p. 725, note 166.), また若干の例ではかなりの人口を有している (スコットランドの西岸沖で何千人もの住民を有している島々が、アイルランドにより完全に無視されたことが確認され得るかどうかについて Lord Campbell of Croy はイギリス上院において質問を行っている。 *ibid.*, p. 725, note 167.) とは言え、スコットランドの本土に引かれた3海里の領海の外側に位置している点を挙げ、スコットランドのおよそ3,000人の住民の居るイスレイ島 (the Scottish island of Islay) が無視されたことは、とりわけ注目に値するとした。なお、1977年2月22日のイギリス上院において、アイルランドはその区域において基本的にスコットランド本土を考慮に入れながら、the Western Isles 及び外へブリディーズ諸島が正にスコットランドの一部であるという事実をかなりの程度において無視しながら、中間線を引くことを熱望しているということが確認されたと言われる。 *ibid.*, p. 725. 1977年2月18日には、イギリスは、上記のアイルランドの大陸棚指定に対してアイルランド政府に

正式な抗議を行った。 *ibid.*, p. 725.

註46) C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 725. アイルランド議会での回答及びそれに続くアイルランド外務大臣の声明では、アイルランドの海洋主張は、経済水域或いは漁業水域を生じさせるに当たっては沿岸から3海里を越える距離にある島の権利は承認しないことに基づいている。1976年のアイルランド海洋管轄権（排他的漁業範囲）命令（the Irish Maritime Jurisdiction (Exclusive Fishery Limits) Order 1976の第4節（s. 4）の下で、付表（the attached schedule）に詳述されている200海里漁業水域の経緯度は「衡平な等距離線」（“equitable equidistant line”）に基づいていると述べられている。 *ibid.*, p. 725, note 171.

註47) *Loc. cit.*

註48) *Ibid.*, p. 727.

註49) *Loc. cit.*

註50) C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p. 120. ただ、イギリスが1964年にロッキール島周辺に12マイル漁業水域を設定したことに対しアイルランドがイギリスに正式な抗議を行ったかどうかは明確ではないと言われる。 *ibid.*, p. 145. もっとも、アイルランドは、1994年の議会において、ロッキール島及びその「隣接海域」に対する管轄権（jurisdiction）の問題は、1955年のイギリスによる所有権主張以来「多年に亘り紛争事項」であったのであり、その後のロッキール島周辺の12マイル領海の宣言は「認められてはこなかった」との公式の確認声明は行われている。 *ibid.*, p. 145. なお、1988年にイギリスとの間で「イギリス・アイルランド大陸棚境界画定協定」（the 1988 U.K./Irish Continental Shelf Delimitation Agreement）が締結されているが、本協定ではロッキール島周辺の漁業権は扱われず、本問題についてはその後の「政治的協議或いはその他の方法に」より解決されるべき「全く別個の」問題とされ、未解決のまま残されたとされる。 *ibid.*, pp. 145-146.

註51) *Ibid.*, p. 120.

註52) C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, pp. 718-719.

註53) なお同国は、第3次国連海洋法会議の第2会期（1974年6月～8月）において、EC8カ国による「漁業条文案」（A・CONF.62/C.2/L.40 and Add.1）の中で、12海里領海外での漁業水域の提案を行っている。小田滋 前掲書 185頁。

註54) C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 348.

註55) C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 731.

註56) *Ibid.*, p. 731, note 207.

註57) *Ibid.*, p. 731. C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 348.

註58) C.R. Symmons, “British Off-shore,” *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 731.

註59) *Ibid.*, p. 730. これより先、1977年1月24日にイギリス議会において、イギリスの外務大臣が、デンマークは特に

ロッキール区域においてイギリスの200海里漁業水域に関して何らかの抗議を行ったかどうかの質問を受けたとき、その返答は、イギリスは当時フェロー諸島及びスコットランドの北西を含め、漁業水域に関してデンマークと最初の連絡を取ったけれども何の抗議もなかったということであった。 *ibid.*, p. 730, note 204. なおシモンズ教授は、イギリスは、UNCLOS IIIは漁業水域の基点に関してまだ明確な判断を行っていないとの理由から、デンマークの抗議を拒絶する意図であったように思われると述べている。 *ibid.*, pp. 730-731.

註60) C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p. 119.

註61) C.R. Symmons, “Deepens,” *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 348, note 34.

註62) *Ibid.*, pp. 352-353.

註63) 一度目は、1978年に、2度目は1984～85年にかけて、3度目が1990年より行われた。Alex G. Oude Elferink, “United Kingdom and Denmark/Faroe Islands” Maritime Delimitation Between the United Kingdom and Denmark/Faroe Islands. *I.J.M.C.L.*, Vol. 14, No. 4, December 1999, p. 543.

註64) 両国とも自国大陸棚がこの区域に伸びていると考えている。 *ibid.*, p. 541.

註65) *Loc. cit.*

註66) *Ibid.*, p. 542.

註67) 上記4つの島のうち、North Ronaはその最大の長さがおおよそ1.5キロメートルに達するが、他の3つの島はその面積は1平方キロメートルよりかなり小さいと言われる。 *loc. cit.*

註68) *Loc. cit.*

註69) *Loc. cit.*

註70) *Ibid.*, p. 544.

註71) *Loc. cit.*

註72) この最大の重複漁業水域において漁業に関する中間水域が変更されずに残されたのは、大陸棚の開発が優先されたためと言われる。 *loc. cit.*

註73) *Loc. cit.*, 同協定の第1条3項。

註74) *Ibid.*, p. 545.

註75) *Ibid.*, p. 547, note 19.

註76) 本協定と類似した条約（Treaty between the Government of Australia and the Government of the Republic of Indonesia Establishing an Exclusive Economic Zone Boundary and Certain Seabed Boundaries of 14 March 1997）が、1997年にオーストラリアとインドネシアとの間で締結されている。同条約ではオーストラリアが海底管轄権を有し、その上部水域ではインドネシアが管轄権を有するという区域が多く存在するが、同条約に比して本協定のほうが大陸棚活動が上部水域での漁業活動に与える影響を詳細に規制していると言われる。 *ibid.*, p. 547.

註77) その長さはおおよそ60海里と言われる。 *ibid.*, p. 548.

註78) *Ibid.*, p. 548.

註79) もっともこの直線基線に完全な効果が与えられたとは言え、これは両国がこの直線基線の地位に関して見解が一致しているということを必ずしも意味するのではなく、こ

のような効果は両国の領海測定基線から200海里内でのすべての境界画定問題の包括的解決の枠内において付与されたものであるとの指摘がある。 *ibid.*, p. 549.

註80) *Ibid.*, p. 549.

註81) *Loc. cit.*

註82) *Loc. cit.*

註83) *Ibid.*, pp. 549-550.

註84) *Loc. cit.*

註85) エルフェリンクは、本協定は、当事国の管轄権の結果的重複を処理する仕組み (a mechanism) を創設しており、そのようなものとして、国際法の下での排他的経済水域 / 漁業水域制度及び大陸棚制度の並行的存在が、必ずしも単一の海洋境界線を画定しなくとも処理されうるという更なる例証を提供するものである、との評価を行っている。 *ibid.*, p. 550.

註86) 200海里漁業水域に関する1977年2月16日のアイルランド議会での答弁。 C.R. Symmons, "British Off-shore," *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 724, note 165.

註87) アイルランド議会での回答及びそれに続くアイルランド外務大臣の声明。 *ibid.*, p. 725, note 171.

註88) *Ibid.*, p. 727, note 183.

註89) *Ibid.*, p. 730, note 204. デンマークは、1985年の外務省の公式発表 (the press communique) において、「デンマーク及び他の諸国は、こういった無人の岩礁 (skerry) には国際法上の島 (island) の地位は付与され得ないと主張していること」、また200海里漁業水域に関する限り「新国連海洋法条約は明らかにこの見解の正しいことを承認している」と明言したといわれる。 C.R. Symmons, "Deepens," *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 348.

註90) C.R. Symmons, "Deepens," *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 348, note 34.

註91) C.R. Symmons, *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 2000, p. 119.

註92) *Ibid.*, p. 152.

註93) シモンズ教授は、少なくともアイスランドも同島が第121条3項の資格を有する範囲にはないと看做しているように思われるとし、アイルランドも黙示的には同じ見解であったであろう [*loc. cit.*] と解している。

註94) Robin Churchill, "United Kingdom's Decision to Defer Accession to the UN Convention on the Law of the Sea: A Convincing Move?" *I.J.M.C.L.*, Vol. 12, No. 1, p. 117, note 23.

註95) C.R. Symmons, "British Off-shore," *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 725.

註96) *Ibid.*, p. 731. C.R. Symmons, "Deepens," *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 348.

註97) C.R. Symmons, "Deepens," *I.C.L.Q.*, Vol. 35, April 1986, Part 2, p. 352, note 62.

註98) C.R. Symmons, "British Off-shore," *I.C.L.Q.*, Vol. 28, Oct. 1979, p. 722.

註99) *Ibid.*, pp. 718-719.

註100) イギリスは、1964年の領水勅令 (the Territorial Waters Order in Council, 1964) (第3条) により外へブリディーズ

諸島に直線基線を設定した。これは1979年6月18日の領水 (修正) 勅令 (the Territorial Waters (Amendment) Order-in-Council of June 18, 1979) によりごく1部修正された。

註101) *Ibid.*, p. 725, note 166.

註102) *Ibid.*, p. 731.

註103) Alex G. Oude Elferink, "United Kingdom and Denmark/Faroe Islands" Maritime Delimitation Between the United Kingdom and Denmark/Faroe Islands. *I.J.M.C.L.*, Vol. 14, No. 4, December 1999, pp. 548-549. 米国外務省は、フェロー諸島西側の44海里の直線基線は、UNCLOS 第7条3項にいう「海岸の全般的な方向から著しく離れて引いてはなら」ないとの要件に合致していないとの分析を行ったとされる。 *ibid.* p. 549. なお、デンマークは、当該直線基線の設定に対する米国からの抗議に対する応答としての1991年10月3日の口上書 (*Note Verbale*) において、当該基線は、領海及び接続水域に関する条約の第4条に合致するものであるとした。 *ibid.* p. 548, note 28.

文献表

Churchill, Robin (1997) "United Kingdom's Decision to Defer Accession to the UN Convention on the Law of the Sea: A Convincing Move?" *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 12, (No. 1), pp. 110-121.

Churchill, Robin (1998), "United Kingdom: Accession to the UN Convention on the Law of the Sea" *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 13, No. 2, pp. 263-273.

Elferink, Alex G. Oude (1999) "United Kingdom and Denmark/Faroe Islands" Maritime Delimitation Between the United Kingdom and Denmark/Faroe Islands. *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 14, No. 4, December. pp. 541-555.

小田 滋 (1975) 『海洋法研究』有斐閣 東京 294pp..

小田 滋 (1985) 『注解国連海洋法条約』有斐閣 東京 340pp..

Symmons, Clive R. (1975) "Legal Aspects of the Anglo-Irish Dispute over Rockall," *Northern Ireland Legal Quarterly*, Vol. 26(No. 2), Summer, pp. 65-93.

Symmons, Clive R. (1979) "British Off-shore Continental Shelf and Fishery Limit Boundaries: An Analysis of Overlapping Zones," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 28, pp. 703-733.

Symmons, Clive R. (1986) "The Rockall Dispute Deepens: An Analysis of Recent Danish and Icelandic Actions," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 35, Part 2, pp. 344-373.

Symmons, Clive R. (2000) *Ireland and the Law of the Sea*, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell Dublin 443pp..

United Nations Conference on the Law of the Sea, Official Records, Third Conference Volumes 3-4, 1973-1975. Document A/CONF. 62/L. 4. 26 July 1974.

要 旨

北東大西洋における沿岸200海里以内での大陸棚を含む排他的経済水域（漁業水域）の境界画定は、イギリス／デンマーク（1999年）、デンマーク／アイスランド（2007年）、イギリス／アイルランド（2013年）のそれぞれの境界画定協定により解決されるに至った。当該関係国は、当該水域の境界画定に当たっては、等距離・中間線原則に則ったと言える。もっとも、最後のイギリス／アイルランド協定を除いて、他の2協定は、大陸棚の境界線上において部分的に経済水域（漁業水域）が重複することとなった。この重複は、当該水域の基点としての沿岸沖の島乃至直線基線に関する関係国の評価の相違による。UNCLOS 第121条3項の解釈との関係では、当該4ヶ国はかなり明確な独自の立場を表明しているという点において、慣習国際法上の国家実行として評価することはできよう。なお当該水域の基点として最も問題となっていたロッコール島については、イギリスは1997年に UNCLOS 加入に当たって、同島の200海里漁業水域を撤回した。一方、同条約第7条3項に定める直線基線の採用方法に関する解釈については、フェロー諸島は注目すべき先例を提供している。

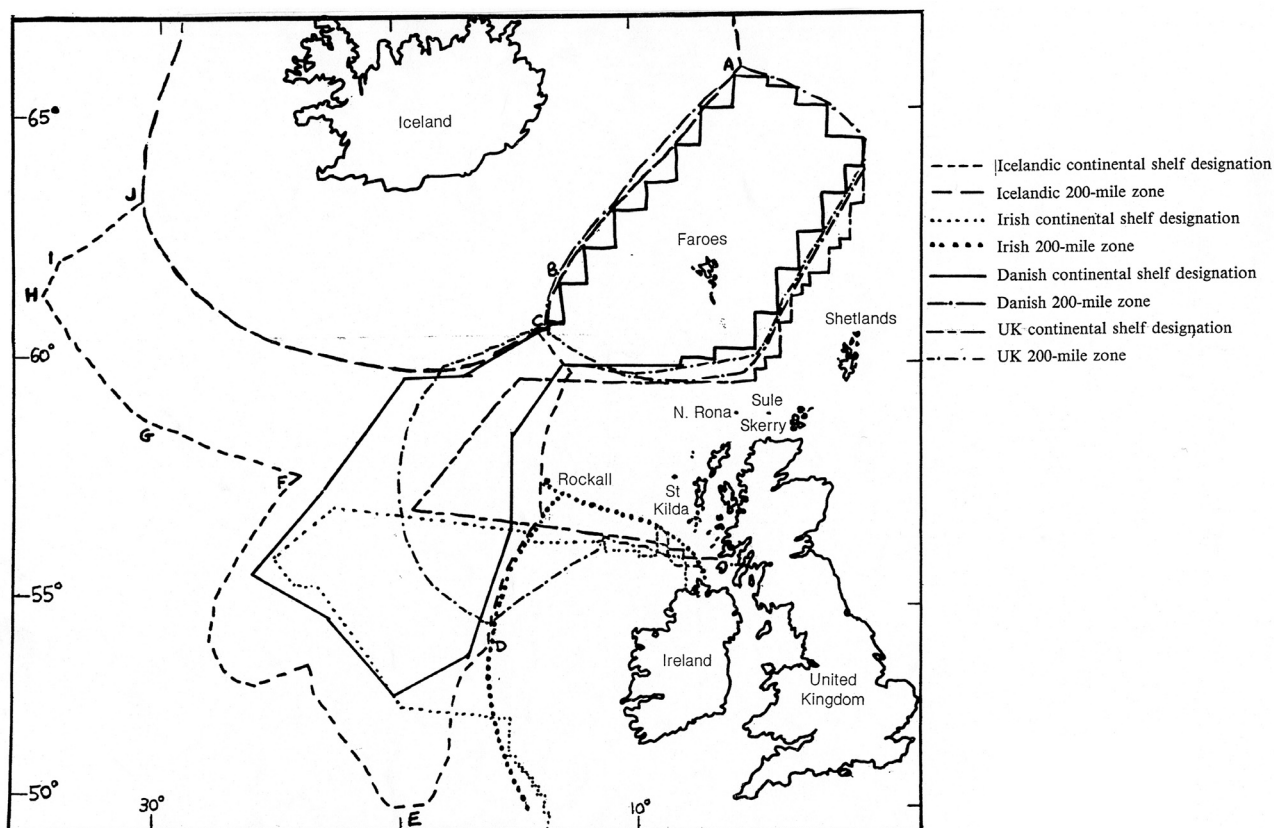


FIGURE 5. Icelandic, Irish, Danish and UK continental shelf designations and 200-mile zones in the Rockall Plateau area.

C.R.Symmons, "The Rockall Dispute Deepens: An Analysis of Recent Danish and Icelandic Actions," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.35, April 1986, Part 2.

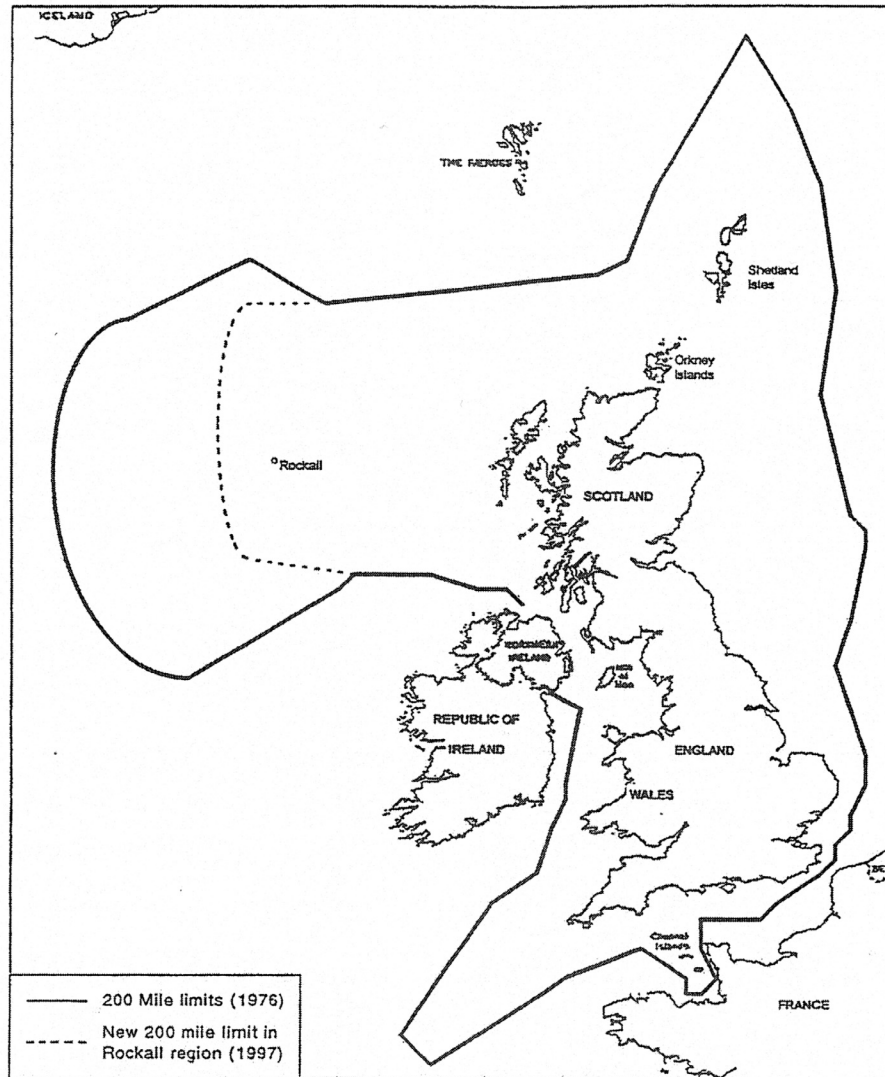
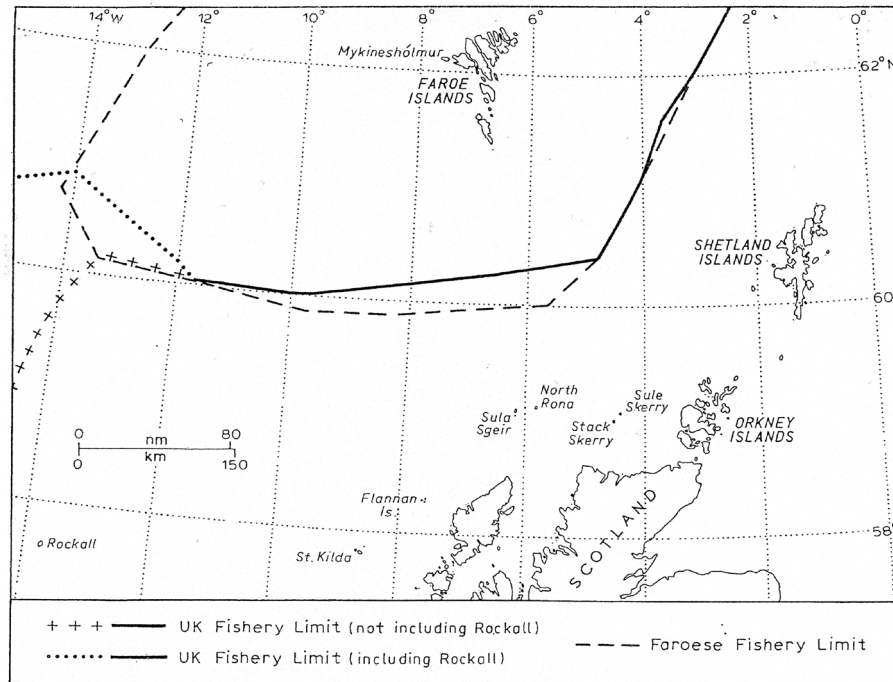


Figure 5: “Roll-back” from Rockall of the British 200nm fishery zone in 1997

C.R.Symmons, Ireland and the Law of the Sea, 2nd edition, Round Hall Sweet & Maxwell
Dublin 2000



Limits of the 200 nm fishery zones of the United Kingdom and Denmark prior to the 1999 Agreement

Alex G. Oude Elferink, "United Kingdom and Denmark/Faroe Islands" Maritime Delimitation Between the United Kingdom and Denmark/Faroe Islands The International Journal of Marine and Coastal Law, Vol.14, No.4, December 1999

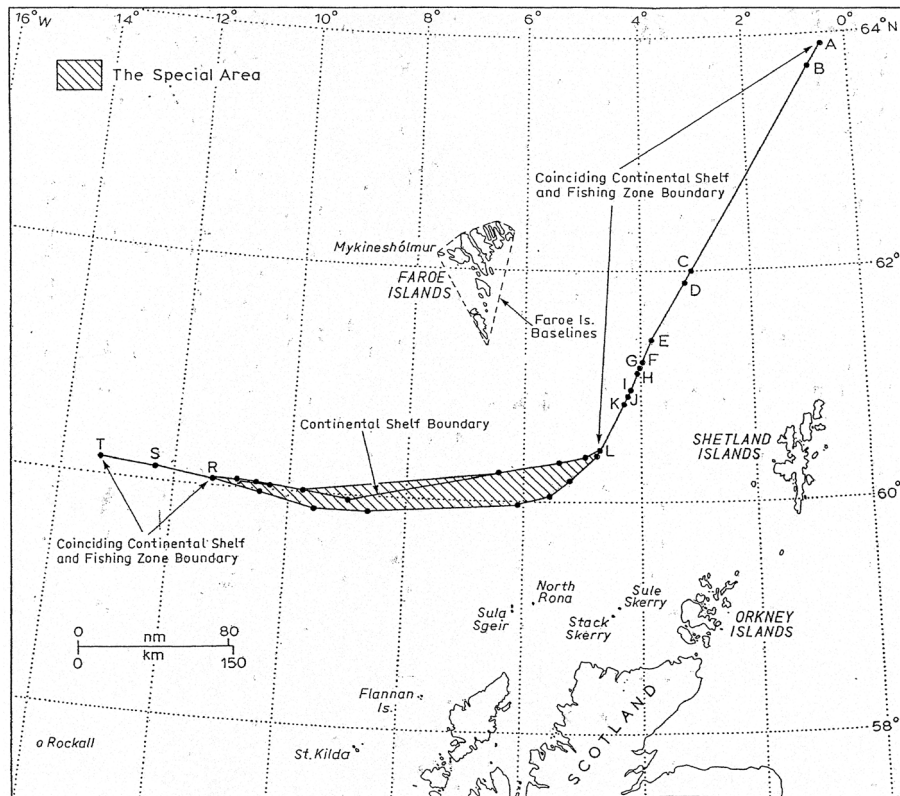
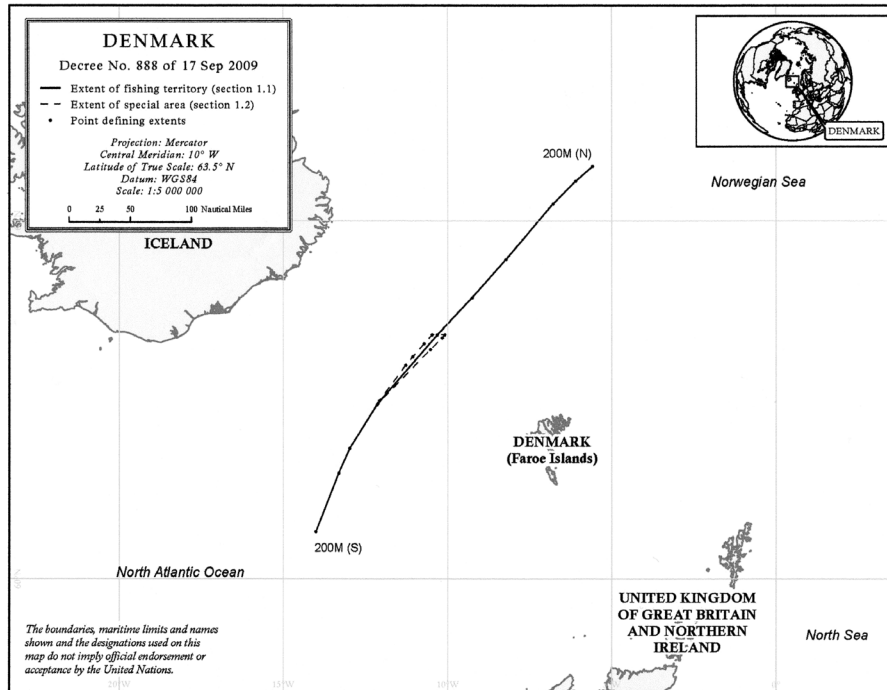
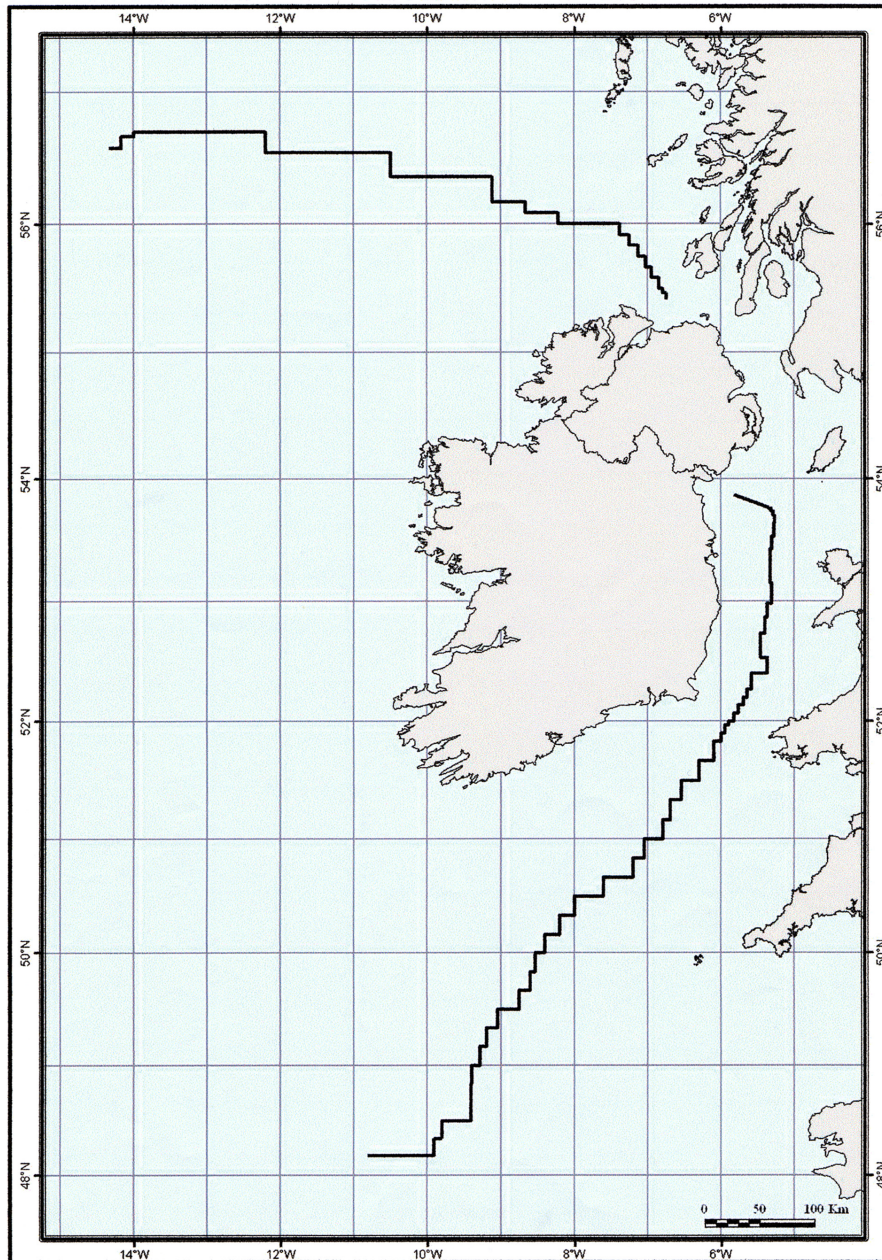


Figure 2 Boundaries established by the 1999 Agreement

Alex G. Oude Elferink, "United Kingdom and Denmark/Faroe Islands" Maritime Delimitation Between the United Kingdom and Denmark/Faroe Islands The International Journal of Marine and Coastal Law, Vol.14, No.4, December 1999



Bulletin No.71, Law of the Sea, United Nations; Agreement of 2 February 2007 regarding the Maritime Demarcation in the Area between the Faroe Islands and Iceland reached between the Government of the Kingdom of Denmark with the Home Rule Government of the Faroe Islands as One Party and the Government of Iceland as the other



Treaty Series 2014, No1; Agreement between the Government of Ireland and the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland Establishing a Single Maritime Boundary between the Exclusive Economic Zones of the two countries and parts of their Continental Shelves